

2021年度

事業報告書

第33号

目次

はじめに	・・・ 3
I. 2021 年度における主な活動状況	・・・ 3
1. 会員等の状況	・・・ 3
2. 本協会所管金融商品取引の概況	・・・ 3
3. 会員監査・処分等の状況	・・・ 3
4. 外務員登録事務	・・・ 4
5. 店頭 FX 業者の決済リスクの管理強化	・・・ 4
6. 苦情・相談、あっせん事業	・・・ 4
7. サイバーセキュリティ	・・・ 5
8. 投資教育事業	・・・ 5
9. マネロン・テロ資金供与対策	・・・ 5
10. FX 幹事会の取組みについて	・・・ 6
11. 新型コロナウイルス感染症への対応等	・・・ 6
II. 総会、理事会等の開催状況等	・・・ 6
1. 総会	・・・ 6
2. 理事会	・・・ 7
3. 委員会	・・・ 8
4. 不服審査会	・・・ 9
5. 部会	・・・ 9
6. FX 幹事会	・・・ 11
III. 事業活動	・・・ 11
1. 自主規制ルール of 制定改正等	・・・ 11
2. 調査統計事業の状況	・・・ 12
(1) 本協会所管金融商品取引の概況	・・・ 12
(ア) 2021 年 4 月から 12 月まで	・・・ 12
(イ) 2022 年 1 月から 3 月まで	・・・ 13
(2) 東京外国為替市場委員会との共同調査	・・・ 15
(3) マッピング	・・・ 15
(4) 顧客損益状況調査	・・・ 15
3. 会員監査及びモニタリング	・・・ 16
(1) 会員監査	・・・ 16
(2) モニタリング	・・・ 16
4. 外務員登録関係及び内部管理責任者関係	・・・ 18
(1) 外務員登録の実施等	・・・ 18
(2) 外務員統合管理システム	・・・ 18
(3) 外務員資格試験及び外務員資格更新研修試験	・・・ 18
(ア) 外務員資格試験	・・・ 18
(イ) 資格試験合格を登録要件とする外務員の範囲	・・・ 18
(ウ) 外務員資格更新研修試験の概要	・・・ 18
(4) 内部管理責任者関係	・・・ 19
5. 苦情・相談、あっせん事業	・・・ 19

6.	会員の教育研修事業	・ ・ ・ 19
7.	各種刊行物の刊行等	・ ・ ・ 20
8.	投資者教育	・ ・ ・ 21
9.	学術連携事業の状況	・ ・ ・ 22
10.	行政機関・内外の自主規制機関等との関係	・ ・ ・ 22
IV.	協会の概要	・ ・ ・ 23
1.	事務局	・ ・ ・ 23
2.	財務報告	・ ・ ・ 24
V.	会員等の状況	・ ・ ・ 25
1.	会員等の状況	・ ・ ・ 25
2.	会員一覧	・ ・ ・ 26
3.	特別参加者一覧	・ ・ ・ 30
4.	役員	・ ・ ・ 31
5.	委員会等委員	・ ・ ・ 31
6.	部会等	・ ・ ・ 32
VI	事業報告書付属明細書	・ ・ ・ 35
VII	参考資料	
別紙 1	一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況	・ ・ ・ 37
別紙 2	所管金融商品取引の状況（マッピング）	・ ・ ・ 55
別紙 3	一般社団法人金融先物取引業協会組織図	・ ・ ・ 57
VIII	一般社団法人金融先物業協会定款	・ ・ ・ 59

はじめに

この度、一般社団法人金融先物取引業協会（以下「本協会」という。）では、2021年度の事業報告書を取りまとめましたので、ご報告します。

本協会では、従前より、金融商品取引法に基づく認定金融商品取引業協会（自主規制機関）として各般の自主規制の制定・実施に加え、会員監査や、国から委託された外務員登録事務処理、各般の統計調査など、経常的な業務においても適正かつ効率的で、会員の皆様の意見を尊重する執行に努めているところです。

会員の皆様からの温かいご支援とご理解に改めて厚く御礼申し上げます。

I. 2021年度における主な活動状況

1. 会員等の状況

会員数は、2007年頃の200社ほどをピークに減少を続け、ここ数年は140社台で推移していましたが、2022年3月末は、会員139社（対前年度末3社増、5社減）、特別参加者4社（対前年度増減なし）となっており、今後も会員数の増加はなかなか見込みにくい状況となっています。

2. 本協会所管金融商品取引の概況

2021年の世界経済は、コロナ拡大防止のための経済移動制限措置が各国で段階的に緩和されたことから、総じて回復基調が続きました。ドル円相場は、4月に米国の金融緩和措置が長期化するとの思惑等から107円台半ばまで円高に振れましたが、米国のインフレ率が上昇するにつれ円安基調に転換し、米国10年国債利回りが1.6%を超えてくるとドル円相場は114円台まで進み、さらに期末には日米金利差の一段の拡大が意識されたことから121円台まで円安が進みました。ユーロ円相場は、欧州景気の回復期待基調を背景に、5月までは円安が進みましたが、夏頃から欧州各国での新型コロナウイルスの感染再拡大が顕著になり、再度景気回復懸念が浮上し130円を挟む展開となりました。期末にかけては、ウクライナ情勢の緊迫化を受けて一時的にユーロは売られましたが、欧州中央銀行の早期利上げ観測の高まりから、ユーロ円は137円台まで円安が進みました。また、新興国通貨の中では、トルコ・リラが、特に秋以降、通貨防衛策で一時反発する場面があったものの、低金利政策を反映し、大幅に下落しています。

3. 会員監査・処分等の状況

本協会は自主規制機関として積極的にオン・オフの監査の実施に努めています。実地監査の対象取引は外国為替証拠金取引、通貨オプション取引及び金利先物取引等になりますが、投資者保護の観点から外国為替証拠金取引を行っている会員を中心に監査を実施しています。

2021年度での実地監査の実施件数は10件でした。

2021年度の会員及び外務員への処分状況については、会員2社に対し処分を行い、併せて法令、諸規則等の遵守と内部管理体制の充実、強化を徹底するよう勧告を行いました。外務員に対する処分はありませんでした。

また、2021年度における会員及び外務員の処分に係る不服の申立てはありませんでした。

4. 外務員登録事務

国からの委任事務である外務員登録については、登録者は12万人台で推移しています。このうち、本協会が実施する試験を受験している外国為替証拠金取引等の外務員登録者数は約4千人となっています。

また、システムの老朽化に伴い、2019年度上期よりクラウドを使用した汎用システムを基に新システムの開発を開始しました。2021年度下期には会員が直接申請を行えるよう改修を行い、2021年9月よりFFAJ Portalとして稼働を開始しました。

5. 店頭FX業者の決済リスクの管理強化

(1) 法人顧客に対する証拠金規制（為替リスク想定比率の算定等）

法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、必要証拠金率の算出・公表業務を2017年2月17日より開始しました。

現状において、本協会による必要証拠金率の算出・公表業務はおおむね順調に行われています。

(2) 「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」への対応

金融庁により2018年6月13日に「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会報告書」が公表され、この中で、店頭FX業者のストレステストの実施や、取引データの報告制度の充実等が、店頭FX業者の信用力のみならず業界全体の信頼度を向上させ、中長期的に良質な店頭FX取引市場の成長につながると提言されました。

(ア) ストレステスト

「金融商品取引業等に関する内閣府令」の一部改正により、協会の自主規制規則に基づくストレステストの実施がFX業者に義務付けられたことから、本協会において自主規制規則を新たに制定し、2020年1月1日に施行しました。

協会では、算出した最大想定損失額が算出営業日における固定化されていない自己資本の額を上回った場合や月次で、報告を受けるとともに、当該報告を金融庁に報告しています。また、複数の会員において算出誤りが発生していることから、2020年7月以降、適正な算出を行うよう注意喚起文書を発出（今年度は2021年9月）しています。

(イ) 取引データ保存・報告制度

取引データ保存・報告制度への対応として、新たに自主規制規則を制定のうえ、2021年4月1日に施行しました。

協会では、店頭FX業者から報告された取引データを基に、市場実勢価格と思われるレートとの乖離約定、約定価格のスリッページ、継続的に約定が存在しない時間帯等について分析を行っています。

（集計期間：2021年4月1日から2022年3月31日まで）

約定乖離について問合せた件数	141件
スリッページについて問合せた件数	17件
継続的な無約定時間について問合せた件数	14件

6. 苦情・相談、あっせん事業

本協会所掌取引に関する苦情等の状況は全体として減少傾向にあり、2021年度においても前年度比8.2%の減少となりました。

苦情等の内容としては、外国為替証拠金取引では、対面営業による勧誘姿勢やシステム障害等に関する苦情等であり、通貨オプション取引では、バイナリーオプション取引（B0）に係る相談が寄せられています。

7. サイバーセキュリティ

近年、インターネット取引を通じた顧客の預り金不正出金により顧客が被害を受ける事象や顧客情報が漏えいする事象が複数発生しています。これら事象の中には、FX取引を行う会員の顧客の個人情報等を管理する外部委託先が第三者による不正アクセスを受け、多数の顧客情報が漏えいするといったものも含まれています。

本協会では、上記のような不正取引等を防止するため、FX取引固有の性質等をも考慮しつつ、インターネット取引システムのセキュリティ水準の向上を図るための対策について、金融庁及び日本証券業協会と連携して検討を進め、2021年4月7日に、「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」を制定し、同ガイドラインに関するQ&Aと併せてKinsaki-netを通じて公表しました。また、一般向け協会ホームページにおいて、同ガイドラインの概要を公表しました。

その後、同年8月18日に、外部委託先における顧客情報（個人情報）の管理強化等を図るため、同ガイドラインの一部改正を行いKinsaki-netを通じて公表しました。今後とも、セキュリティ水準の向上の観点から、随時状況変化に対応した見直しを行うこととしています。

また、2021年10月21日には、サイバーセキュリティに対する態勢のレベルを底上げすることを目的として実施されている金融庁主催の金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall VI）に、前年に続きFX取扱会員（6社）が参加しました。

8. 投資教育事業

2016年度より5ヵ年計画で推進してきた投資教育事業は昨年度で終了しましたが、2021年度以降も引き続き、金融先物取引に関する自主規制機関として、投資者リテラシーを高めるとともに取引の健全な発展を図るための取組みを進めていきます。

2021年度の取組みは以下のとおりです。

- 情報発信の新たな手段として、「YouTube」に公式チャンネルを開設し、解説動画2本（①「FX取引—新興国通貨」、②「無登録業者とのバイナリーオプション取引への誘いに注意」）を公開。（2021年11月）
- ホームページ上で新興国通貨等に関する各種レポートを掲載。
- 若年層向けの投資教育の一環として、龍谷大学にて「ビジネスと市場リスク」と題した提供講座を開講。（2021年9月）

9. マネロン・テロ資金供与対策

国際社会におけるテロ脅威等が高まる中、我が国の金融機関等においても更なるマネロン・テロ資金供与対策の態勢高度化が求められており、2021年度には第4次FATF対日相互審査が終了し、審査報告書が公表されました。

本協会においては、「マネロン対応高度化官民連絡会」にオブザーバー参加しており、マネロン・テロ資金供与対策の重要性や有効な対策を実施する必要性に対する意識の向上を図るなどの取組みを進めています。

また、2021年9月に「FATF第4次対日相互審査結果及び今後の対応方針に係る説明会」について、金融庁総合政策局による説明会がWebにより開催され、会員に参加いただいています。

10. FX 幹事会の取組みについて

FX 幹事会では、業界を取り巻く環境の変化や関係方面の要請などを踏まえ、事業年度ごとに検討すべきテーマを設定し、FX 取引に関する自主規制について議論を行っています。2021 年度の検討テーマとしては、以下の 7 項目を設定しました。本年度の会議の開催状況については、「Ⅱ. 6. FX 幹事会」をご参照ください。

【検討テーマ】

- ① 投資教育（協会が提供する FX コンテンツの有効利用について）
- ② FX 取引における課題整理（外部有識者からの提言等を踏まえた議論）
- ③ 内部管理責任者等の研修制度の検討
- ④ 個人情報の保護に関する指針の改正
- ⑤ 「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」の改正
- ⑥ 「顧客本位の業務運営に関する原則」への取組み
- ⑦ その他、業界を取り巻く環境の変化等に伴い生じる課題への対応

11. 新型コロナウイルス感染症への対応等

2020 年の年明け以降、新型コロナウイルス感染症は現在もまん延防止が重要な課題となっています。

本協会では、会員の皆様に対し、金融庁等からの要請等に基づき、新型コロナウイルス感染症対策関連の各種対応等について、会員周知及び協力要請を行いました。

また、本協会事務局においては、勤務体制面では、政府の要請を踏まえ、時差出勤や在宅勤務を実施するとともに、業務運営面では、これまで会員出席のもとに開催していた各種会議を、いわゆる 3 密状態の回避を励行して開催したほか、Web 及び電話や書面による開催形式に変更するなど、会員の協力を得ながら行っています。

引き続き、本協会の新型コロナウイルス感染症対応等について、ご理解とご協力をお願いします。

Ⅱ. 総会、理事会等の開催状況等

1. 総会

本年度中、定款第 23 条に規定する通常総会を 1 回、臨時総会を 1 回開催し、次の議案について審議を行い、承認されました。

(1) 通常総会

2021 年 6 月 18 日、第 32 回通常総会をホテルグランドアーク半蔵門（東京都千代田区隼町 1 番 1 号）において開催し、出席会員 129 社（うち、書面による議決権行使会員 122 社）によって、次の議案はいずれも原案のとおり承認可決されました。

第 1 号議案 2020 年度事業報告及び決算の件

第 2 号議案 役員の選任の件

第 3 号議案 第 32 回通常総会議事録署名人 2 名選任の件

(2) 臨時総会

2022 年 3 月 30 日、臨時総会を本協会会議室において開催し、出席会員 114 社（うち、書面による議決権行使書会員 112 社）によって、次の議案はいずれも原案のとおり承認可決されました。

第 1 号議案 2022 年度事業計画及び予算の件

第 2 号議案 臨時総会議事録署名人 2 名選任の件

2. 理事会

本年度中、2021 年度に定款第 34 条に規定する理事会は 9 回開催されました。その審議事項等の概要は以下のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。）

第 1 回理事会（2021 年 5 月 27 日・KKR ホテル東京及び Web によるハイブリッド開催）

- 第 32 回通常総会招集決定の件
- 2020 年度事業報告及び決算の件
(2021 年 6 月 18 日開催第 32 回通常総会付議案件 総会第 1 号議案関連)
- 役員候補者選任の件
(2021 年 6 月 18 日開催第 32 回通常総会付議案件 総会第 2 号議案関連)
- 第 32 回通常総会議事録署名人 2 名選任の件
(2021 年 6 月 18 日開催第 32 回通常総会付議案件 総会第 3 号議案関連)
- 第 32 回通常総会の議決権行使に関する事項の件
(報告事項)
- 2020 年度代表理事の職務執行状況の報告の件
- 2020 年度資産管理運用状況の報告の件

第 2 回理事会（2021 年 6 月 1 日・書面）

- 会員の入会の件
- 会員の処分の件

第 3 回理事会（2021 年 6 月 18 日・書面）

- 会長、副会長及び専務理事の選定（代表理事の選定）の件
- 会長の選定（代表理事の選定）の件
- 業務委員会、自主規制委員会、規律委員会並びに不服審査会の委員長、副委員長及び委員の委嘱の件
- 業務委員会の委員長の委嘱の件

第 4 回理事会（2021 年 6 月 29 日・書面）

- 協会規則の一部改正の件

第 5 回理事会（2021 年 11 月 15 日・KKR ホテル東京及び Web によるハイブリッド開催）

- (報告事項)
- 2021 年度代表理事の職務執行状況の報告の件
- 2021 年度資産管理運用状況の報告の件

第 6 回理事会（2021 年 11 月 25 日・書面）

- 会員の入会の件
- 会員の退会に伴う預託金の返還の件
- 重要な使用人の任免の件

第7回理事会（2022年1月20日・書面）

- 「外務員の登録等に関する規則」及び「外務員の登録等に関する規則」に関する細則の一部改正の件
- 会員の退会に伴う預託金の返還の件

第8回理事会（2022年2月24日・書面）

- 会員の入会の件
- 会員の退会に伴う預託金の返還の件
- 重要な使用人の任命の件
（報告事項）
- 重要な使用人の退任の件

第9回理事会（2022年3月14日・書面）

- 臨時総会招集決定の件
- 2022年度事業計画及び予算の件
（2022年3月30日開催臨時総会付議案件 臨時総会第1号議案関連）
- 臨時総会議事録署名人2名選任の件
（2022年3月30日開催臨時総会付議案件 臨時総会第2号議案関連）
- 臨時総会の議決権行使に関する事項の件
- 「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件

3. 委員会

本年度中、委員会規則（平成元年9月14日制定、2020年6月17日最終改正）に基づき設置された委員会は、業務委員会及び自主規制委員会並びに規律委員会及び不服審査会で、それぞれ開催状況及び審議状況は次のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。）

（1） 業務委員会

第1回業務委員会（2022年3月4日・Web開催）

- 2022年度事業計画及び予算の件

（2） 自主規制委員会

第1回自主規制委員会（2021年6月15日・書面）

- 協会規則の一部改正の件

第2回自主規制委員会（2021年11月4日・Web開催）

- 自主規制に係る活動状況
- 協会監査・苦情等について
 - （1） 監査について
 - （2） 苦情等の状況
- 協会の処分について

第3回自主規制委員会（2021年12月28日・書面）

- 「外務員の登録等に関する規則」及び「外務員の登録等に関する規則」に関する

細則」の一部改正の件

第4回自主規制委員会（2022年3月3日・書面）

- 「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件

（3） 規律委員会

第23回規律委員会（2021年4月20日・Web開催）

（審議事項）

- 会員の処分について（会員2社）

会員2社に対し、譴責処分及び過怠金の賦課処分を行いました。なお、処分と併せて当該会員に対し、法令諸規則等の遵守及び内部管理体制の充実、強化を徹底するよう勧告を行い、再発防止のための業務改善策について報告を徴求しました。

（注） 会員処分については、定款第19条第1項の規定に基づき実施しています。外務員処分については、金融商品取引法第64条の7の委任事務として、同法第64条の5に基づき本協会規則「外務員の登録等に関する規則」第11条の処分を実施するほか、本協会の処分として、同規則第6条に基づき処分を実施しています。

4. 不服審査会

開催はありませんでした。

5. 部会

本年度中、委員会規則（平成元年9月14日制定、2020年6月17日最終改正）に基づき設置された部会は、業務部会及び自主規制部会で、それぞれ開催状況及び審議状況は次のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。）

（1） 業務部会

第1回業務部会（2021年5月17日・Web開催）

- 活動状況

- 理事会議案、通常総会議案について

① 招集理事会（2021. 5. 27）議案

（決議事項）

第1号議案 第32回通常総会招集決定の件

第2号議案 2020年度事業報告及び決算の件

（2021年6月18日開催第32回通常総会付議案件 総会第1号議案関連）

第3号議案 役員候補者選任の件

（2021年6月18日開催第32回通常総会付議案件 総会第2号議案関連）

（総会「役員の選任の件」）

第4号議案 第32回通常総会議事録署名人2名選任の件

（2021年6月18日開催第32回通常総会付議案件 総会第3号議案関連）

第5号議案 第32回通常総会の議決権行使に関する事項の件

（報告事項）

I. 2020年度代表理事の職務執行状況の報告の件

II. 2020年度資産管理運用状況の報告の件

- ② 書面理事会（2021. 6. 1）議案
（決議事項）
第1号議案 会員の入会の件
第2号議案 会員の処分の件
- ③ 第32回通常総会（2021. 6. 18）議案
（決議事項）
第1号議案 2020年度事業報告及び決算の件
第2号議案 役員の選任の件
第3号議案 第32回通常総会議事録署名人2名選任の件
- その他
業務部会配布資料
 - ① 2020 年度決算参考資料
その1 理事会参考資料
その2 2020 年度助成金対象事業の実施報告書
 - ② 「役員選任の透明性の確保」

第2回業務部会（2021 年 12 月 22 日・Web 開催）

- 活動状況
- 2022年度事業計画概要(案) 及び予算(案) について

第3回業務部会（2022年2月17日・Web開催）

- 活動状況
- 2022 年度事業計画及び予算の件等
 - ① 書面理事会（2022. 2. 24）議案
（決議事項）
第1号議案 会員の入会の件
第2号議案 会員の退会に伴う預託金の返還の件
第3号議案 重要な使用人の任命の件
（報告事項）議案 重要な使用人の退任の件
 - ② 業務委員会（2022. 3. 4）議案
（決議事項）議案 2022 年度事業計画及び予算の件
 - ③ 書面理事会（2022. 3. 14）議案
（決議事項）
第1号議案 臨時総会招集決定の件
第2号議案 2022 年度事業計画及び予算の件
第3号議案 臨時総会議事録署名人2名選任の件
第4号議案 臨時総会の議決権行使に関する事項の件
第5号議案 「個人情報保護に関する指針」の一部改正の件
 - ④ 臨時総会（2022. 3. 30）議案
（決議事項）
第1号議案 2022 年度事業計画及び予算の件
第2号議案 臨時総会議事録署名人2名選任の件

(2) 自主規制部会

第1回自主規制部会(2021年11月30日・書面)

- 「「外務員の登録等に関する規則」及び「「外務員の登録等に関する規則」に関する細則」の一部改正の件

第2回自主規制部会(2022年2月9日・書面)

- 「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件

6. FX 幹事会

本年度中、FX 幹事会は7回開催され、それぞれ開催状況及び審議状況は次のとおりです。

(カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。)

第47回FX幹事会(2021年6月8日・Web開催)

- 今期の幹事会テーマの進捗等と来期幹事会について 他

第48回FX幹事会(2021年7月29日・Web開催)

- 今期の幹事会について
- インターネット取引における不正アクセス等防止に向けた「ガイドライン」の一部改正について

第49回FX幹事会(2021年8月24日・Web開催)

- デリバティブ取引に係る損益通算範囲の拡大について

第50回FX幹事会(2021年9月29日・Web開催)

- 顧客本位の業務運営に関する原則について 他

第51回FX幹事会(2020年11月30日・Web開催)

- 顧客本位の業務運営に関する原則について
- 協会作成コンテンツの有効活用について 他

第52回FX幹事会(2022年1月27日・Web開催)

- 顧客本位の業務運営に関する原則について 他

第53回FX幹事会(2022年3月24日・Web開催)

- 顧客本位の業務運営に関する原則について 他

Ⅲ. 事業活動

1. 自主規制ルールの制定改正等

(1) 自主規制ルールの制定改正等

2021年度においては、以下の自主規制規則の改正が行われています。

(ア) 本協会規則の一部改正

① 「外務員の登録等に関する規則」

- (i) 「金融商品取引業等に関する内閣府令」の一部改正が2020年12月23日に公布され、2021年7月1日に施行されたことに伴い、本協会へ登録する外務員につい

て、旧氏及び名を記載することが出来るよう改正しました。（2021年6月29日理事会決定、2021年7月1日施行）

- (ii) 「金融サービスの提供に関する法律（旧「金融商品の販売等に関する法律」）」（法律第101号）（以下、「金サ法」といいます。）の施行に伴い「金融商品取引法」が改正され、2021年11月1日に施行されたことを受け、本協会へ登録する外務員に係る登録申請書の記載事項に金サ法に規定する外務員の職務を加えるものとなりました。

また、次の事項に該当するとき、その登録を拒否するものとなりました。

- 当該登録を受ける者が金サ法における登録取消処分を受けている場合

- 金融サービス仲介業者に所属する外務員として登録を受けている場合

外務員登録申請の際、添付する誓約書に、会員代表者が当該外務員について外務行為を行わせることが適当であることを誓約することを追加しました。（2022年1月20日理事会決定、2022年1月20日施行）

- ② 「「外務員の登録等に関する規則」に関する細則」

- (i) 2020年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）を受けて、「「外務員の登録等に関する規則」に関する細則」に定める誓約書を除く様式について、押印を廃止しました。（2021年6月29日理事会決定、2021年7月1日施行）

- (ii) 細則で定める添付書類を「別に定める様式」とする等の所要の改正を行いました。（2022年1月20日理事会決定、2022年1月20日施行）

- ③ 「個人情報の保護に関する指針」

2020年及び2021年の個人情報の保護に関する法律の改正、2022年3月の金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他告示等の改正を受けて、本協会が認定個人情報保護団体として作成、公表している個人情報の保護に関する指針の一部改正を行いました。（2022年3月14日理事会決定、2022年4月1日施行）

- (イ) 本協会ガイドラインの一部改正

- ① 「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」

当該ガイドラインについて、外部委託先における顧客情報（個人情報）に係る安全管理措置その他規定について追加しました。（2021年8月18日施行。）

- (3) 自主規制ルールの定期的見直し

- (ア) 協会の定める自主規制ルールについて、金融先物取引を巡る環境変化に対応すべく、継続的に見直し、改善を行う必要があるとの考えから、会員からの意見等を募集し、自主規制規則等の整備へ反映していくこととしています。

- (イ) 2021年度では、2022年2月に実施し、1件の意見がありました。

2. 調査統計事業の状況

本協会では、円滑な自主規制活動を推進するため、定款施行規則第3条による会員からの定期的な報告をもとに、所管金融商品取引や会員の業務状況に関する統計、その他の調査を行っています。

- (1) 本協会所管金融商品取引の概況

- (ア) 2021年4月から12月まで

当期（2021年4月から12月まで）は、外国為替相場において、主要通貨は概して円安となりました。米ドル円は、春先から秋口までもみ合い、その後は円安に推移し、ユ

一口円は、5月下旬まで円安が進み、その後は、やや円高気味に推移しました。

金利相場において主要国の長期金利（10年国債利回り）は、景気回復期待から年初より金利上昇傾向で推移しましたが、夏場以降は新型コロナウイルスの変異ウイルス（デルタ株）のまん延を受け長期金利は低下しました。その後、秋以降はインフレ率の上昇傾向継続の観測から、再び長期金利は上昇しましたが、年末にかけては新型コロナウイルスの変異ウイルス（オミクロン株）の感染拡大の影響より長期金利は若干低下し年末ベースで見ると、米国は1.544%、日本は0.07%（去年は米国は0.935%、日本は0.02%）と去年末ベースより上昇しました。

当期における通貨関連取引の出来高は、海外取引所先物取引が前年同期（2020年4月から12月まで）比15.84%減の443,137枚、海外取引所オプション取引が同74.17%増の418枚、外国為替証拠金取引を除く店頭先物取引が同39.22%減の33,439億円、店頭オプション取引が同13.47%増の979,476億円となりましたが、国内取引所取引（外国為替証拠金取引を除く。）の出来高はありませんでした。

外国為替証拠金取引については、店頭外国為替証拠金取引の出来高は同3.60%減の44,767,020億円、国内取引所外国為替証拠金取引は同3.69%減の21,467,329枚となり、国内取引所外国為替証拠金取引における出来高の円換算値は、同3.06%減の173,888億円となりました。

金利関連取引の出来高は、国内取引所先物取引が同67.04%減の105,987枚、国内取引所オプション取引の出来高はなく、海外取引所先物取引が同38.90%増の10,406,650枚、海外取引所オプション取引が同105.15%増の2,332,608枚となりました。

当期末（2021年12月末）における、通貨関連取引の建玉残高は、海外取引所先物取引が前年期末（2020年12月末）比同3.35%増の5,493枚、海外取引所オプション取引の建玉残高はなく、外国為替証拠金取引を除く店頭先物取引が同17.29%減の3,803億円、店頭オプション取引が同15.08%減の120,135億円となりました。他方、国内取引所取引（外国為替証拠金取引を除く。）の建玉残高はありませんでした。

外国為替証拠金取引については、店頭外国為替証拠金取引が同0.97%増の75,408億円、国内取引所外国為替証拠金取引が同24.78%減の1,623,045枚となり、国内取引所外国為替証拠金取引における建玉残高の円換算値は、同21.66%減の14,984億円となりました。

金利関連取引の建玉残高は、国内取引所先物取引が同66.35%減の10,339枚、国内取引所オプション取引はなく、海外取引所先物取引が同18.26%減の1,302,066枚、海外取引所オプション取引が同28.42%増の975,962枚となりました。

外国為替証拠金取引における当期（2021年12月末）の顧客預託金及び2021年第3四半期の取引実績口座数は、店頭取引が16,523億円及び811,166口座、国内取引所取引が3,962億円及び19,537口座となりました。

（イ） 2022年1月から3月まで

ウクライナ情勢が混沌とする中で、2022年1月から3月までの外国為替相場は、円相場につき1月から2月にかけては概ね横這いに推移しましたが、3月は日米金利差の拡大懸念などから、対米ドルを始め、各通貨は概ね大きく円安となりました。また、ロシア・ルーブルは2月から3月は急変動しました。金利相場は主要国の長期金利（10年国債利回り）の利回りは概して上昇して推移しました。

以上の状況を背景に、店頭外国為替証拠金取引の同年1月から3月までの出来高は、速報値ベースで、1,938.8兆円（内、法人取引は159.5兆円）となりました。

表 ー 本協会所管金融商品取引の出来高及び建玉等の推移*

出来高 地域別（国内、海外）

期 間	取引所取引				店頭取引（国内）	
	枚	国内		海外 枚	億円	うち FX 億円
		枚	うち FX 枚			
当期	34,756,129	21,573,316	21,467,329	13,182,813	45,779,935	44,767,020
前期	31,768,611	22,612,559	22,290,950	9,156,052	47,355,586	46,437,369
増減 （前期比）	9.40%	-4.60%	-3.69%	43.98%	-3.33%	-3.60%

出来高 商品タイプ別

市 場	金利関連				通貨関連				
	国内		海外		国内			海外	
	先物	オプション	先物	オプション	先物	うち FX	オプション	先物	オプション
取引所	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	105,987	0	10,406,650	2,332,608	21,467,329	21,467,329	0	443,137	418
	321,609	0	7,492,240	1,137,001	22,290,950	22,290,950	0	526,571	240
	-67.04%	-	38.90%	105.15%	-3.69%	-3.69%	-	-15.84%	74.17%
店 頭	億円	億円			億円	億円	億円		
	-	-			44,800,459	44,767,020	979,476		
	-	-			46,492,385	46,437,369	863,200		
	-	-			-3.64%	-3.60%	13.47%		

上段：当期 中段：前期 下段：増減（前期比）

期末建玉 商品タイプ別

市 場	金利関連				通貨関連				
	国内		海外		国内			海外	
	先物	オプション	先物	オプション	先物	うち FX	オプション	先物	オプション
取引所	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	10,339	0	1,302,066	975,962	1,623,045	1,623,045	0	5,493	0
	30,721	0	1,593,010	759,968	2,157,756	2,157,756	0	5,315	0
	-66.35%	-	-18.26%	28.42%	-24.78%	-24.78%	-	3.35%	-
店 頭	億円	億円			億円	億円	億円		
	-	-			79,211	75,408	120,135		
	-	-			79,280	74,682	141,468		
	-	-			-0.09%	0.97%	-15.08%		

上段：当期 中段：前期 下段：増減（前期比）

外国為替証拠金取引の概況

市 場	期 間	取引金額 億円	①期末建玉 億円	②期末顧客 預託金 億円	預託証拠金倍率 =①÷② 倍	取引実績口座数
東京金融取引所 (クリック 365)	当期	173,888	14,984	3,962	3.78	19,537
	前期	179,383	19,128	4,652	4.11	17,759
	増減 (前期比)	-3.06%	-21.66%	-14.83%	-8.02%	10.01%
店頭取引	当期	44,767,020	75,408	16,523	4.56	811,166
	前期	46,437,369	74,682	16,145	4.63	791,106
	増減 (前期比)	-3.60%	0.97%	2.34%	-1.34%	2.54%
合計	当期	44,940,908	90,392	20,485	4.41	830,703
	前期	46,616,752	93,810	20,797	4.51	808,865
	増減 (前期比)	-3.59%	-3.64%	-1.50%	-2.18%	2.70%

* 金額は、いずれも、会員からの枚数又は通貨単位による出来高報告（四半期）数値を事務局において円換算した値であり、当期とは、取引金額は2021年第1－3四半期（2021年4月から12月）までの累計、建玉及び預託金は2021年度第3四半期末（2021年12月末）時点での値、実績口座数は2021年第3四半期（2021年10月から12月）に新規又は決済取引が行われた取引口座の数、前期とは、取引金額は2020年第1－3四半期（2020年4月から12月）までの累計、建玉及び預託金は2020年度第3四半期末（2020年12月末）時点での値、実績口座数は2020年第3四半期（2020年10月から12月）に新規又は決済取引が行われた取引口座の数にて記載しています。

（2） 東京外国為替市場委員会との共同調査

本協会では、毎年1回、東京外国為替市場委員会と共同して、店頭外国為替証拠金取引と外国為替市場との関係性に着目した調査を実施しています。

2021年度は4月に実施し、調査対象会員全社の51社から所定の調査票に回答して頂いた内容を分析し、調査結果レポートをまとめ、一般向け協会ホームページに公表しました（2021年10月29日）。なお、同調査結果レポートは東京外国為替市場委員会のホームページにも掲載されています。

（3） マッピング

本協会では、適宜、新たな金融先物取引の内容やデリバティブ取引に関する規制を調査し、その取引に対する各種規制の適用状況や出来高の推移などについて整理（マッピング）を図っています。2021年度におけるマッピングは別紙2を参照してください。

また英訳版を作成し、海外の規制当局や自主規制機関等に提供しています。

（別紙2 「所管金融商品取引の状況（マッピング）」 参照）

（4） 顧客損益状況調査

顧客の損益にかかる基礎的情報の収集を目的として、顧客損益状況調査を毎年実施しています。

2020年を対象とした調査の結果については、2021年9月29日開催の第50回FX幹事会に

て報告し、調査結果資料を Kinsaki-net に掲載しました。

3. 会員監査及びモニタリング

(1) 会員監査

(ア) 実地監査

会員の法令諸規則又は信義則の遵守状況について、投資者保護の観点から、監査を行っています。

2021 年度は前年度と同様に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点等を勘案し、主に書類ベースでの確認及び電話やメール、WEB 会議システムを活用するとともに、必要に応じて臨店によるヒアリングにより監査を実施しました。なお、東京金融取引所参加者である会員については、会員の負担軽減等のために同所との合同検査を行っています。

2021 年度の実地監査の実施件数は 10 件でした。

(イ) 監査結果

2021 年度の監査結果をみると、おおむね適正な業務管理がなされていると認められましたが、一部会員においては、ロスカット取引の適正執行についての検証が不十分な事例や、顧客注文の適正執行に関する検証が不十分な事例、取引データ保存・報告制度での報告データが誤っていた事例等がみられましたので、必要な指導を行いました。

(2) モニタリング

(ア) モニタリング概要

オンサイトの実地監査と並行して、協会では、会員の適正な業務執行の状況を調査する目的で、オフサイトのモニタリングを実施しています。また、調査等の結果を踏まえ、必要に応じて会員に対して文書を発出し、注意喚起等を行っています。

2021 年度においては、以下の 11 項目についてモニタリングを実施したほか、各種調査を行っています。

- ① 事業報告書及び決算表の状況
- ② 自己資本規制比率等の状況（月次モニタリング帳票）
- ③ 区分管理信託の状況
- ④ 未収金発生状況及び残高状況
- ⑤ システム障害の状況
- ⑥ 事故報告等の定款第 4 条に基づく各種報告の内容確認
- ⑦ 損失補てんの確認申請及び事後報告の内容確認
- ⑧ 広告モニタリング（ホームページや雑誌の定期的な確認等）
- ⑨ 苦情の状況等
- ⑩ リスク開示モニタリング
- ⑪ ストレステストモニタリング

(イ) モニタリング各論

① 概況調査

新規に FX 取引を開始する会員に対し、サービス内容等の概要を把握するために調査を行っています。2021 年度は 1 社に実施しました。

② 書類調査

必要に応じて、複数の会員に対して書類で回答を依頼する書類調査を行っています。

す。

(i) サービス稼働状況調査

FX 取扱会員に対し、毎年 4 月時点で顧客に提供しているサービスについて、その名称や稼働口座数等の回答とともに契約締結前交付書面の提出を求める書類調査を行っており、調査結果は各種監査等の基礎資料として活用しています。今年度は 2021 年 6 月に実施しました。

(ii) 法人店頭 FX 取引の証拠金率に関する書類調査

法人店頭 FX 取引に関しては金商業府令においてその証拠金率が定められているため、当該証拠金率について協会公表値を利用せずに自社で算出をしている会員を中心に、過去に適用した証拠金率を調査する書類調査を 2021 年 7 月に実施しました。

(iii) 不正アクセス等防止ガイドラインに関する書類調査

2021 年 4 月に不正アクセス等防止に関するガイドラインを発出しており、当該ガイドラインへの対応状況を確認する書類調査を 2021 年 10 月に実施しました。

(iv) 取引時間変更に関する書類調査

報告制度に関連し、米国夏時間の終了に伴う取引時間の設定変更が円滑に行われるよう、文書を発出して注意喚起するとともに、取引時間の変更に関する書類調査を行いました。

③ 広告モニタリング

広告モニタリングでは、外国為替証拠金取引や個人向け店頭バイナリーオプション取引を取扱う会員の雑誌広告やホームページ、アフィリエイト広告等を巡回し、誤認防止など投資者保護の観点から、不適切な表示等が認められた会員に対し内容の修正を求める等の指導を行っています。

会員ホームページやキャンペーン広告等に係る 2021 年度の指導件数は、会員 16 社に対し延べ 31 件の指導を行っており、当該指導内容は以下のとおりとなっています。

(参考) 広告モニタリングによる指導内容 (2021 年度)

広告の種類	延べ件数	概要
HP 上の表記方法	10	不明瞭・不適正な表記
キャンペーン広告	10	キャンペーン実施時の広告表記方法
スプレッド広告	10	検証態勢不十分、表現方法の修正
ランディングページ	1	表現方法の修正
合計	31	

④ ストレステストモニタリング

協会では、ストレステストの算出結果がマイナスとなった場合の随時報告や、定例の月次報告について当局と情報共有を行っています。また、算出誤りが発見された場合には、訂正報告の提出や、必要に応じて原因究明や再発防止策等について聴取しているほか、適正な算出を行うよう、前年度に引き続き 2021 年 9 月に、算出誤りの具体例を示し注意喚起文書として発出しています。

⑤ 未収金等調査

2022 年 2 月のロシア・ループルの急変に関し、金融庁からの要請によりループルを取り扱う会員に対して顧客への注意喚起を要請するとともに、その対応状況、ロスカット未収金、取引残高、カウンターパーティからのレート提供状況、注文受付状況等の実態把握のために継続的な調査を行いました。

4. 外務員登録関係及び内部管理責任者関係

(1) 外務員登録の実施等

本協会では、国から金融先物取引の外務行為を行う者に対する外務員の登録に関する事務が委任されています（注1）。外務員の登録に当たっては、登録を申請する会員から登録手数料を徴収しています。

本協会が登録業務を受任して以降、2022年3月末までに累計277,177人の外務員登録が行われ、同日現在の登録外務員数は、127,166人（注2）です。

2021年度、外務員の登録等の処理件数は、登録10,348件（新規・既存）を含め、22,918件、登録に伴う外務員登録手数料収入は約10百万円（注3）でした。

（注1） 金融庁ホームページ 金融商品取引法に基づく外務員の登録及び抹消（監督局 証券課）2022年3月末時点でのURL https://www.fsa.go.jp/koueki/s_houjin/05.pdf（参照。）

（注2） 直近の各年度末における外務員登録者数の推移

2017年度末	2018年度末	2019年度末	2020年度末	2021年度末
127,357人	129,856人	129,286人	127,454人	127,166人

（注3） 外務員登録手数料については、金融商品取引業等に関する内閣府令第256条により、1,000円と定められています。

(2) 外務員統合管理システム

国より委託を受けた外務員登録事務の実施のため、2005年度から外務員登録等に関するシステムを開発し、以降、会員のご意見を踏まえつつ、整備を行っています。

システムの老朽化に伴い、クラウドを使用した汎用システムを基に新システムの開発を開始し、金融庁の了承を得て、旧システムから新システムへの移行を2020年2月に完了し、運用を開始しています（フェーズⅠ）。その後、会員へのレスポンス向上と協会側の作業削減を目的として、会員から受領している外務員申請書について、会員から新システムへ直接申請するための協会と会員の双方向での入力可能なシステムを開発し、2021年9月より稼働を開始しました（フェーズⅡ）。

(3) 外務員資格試験及び外務員資格更新研修試験

(ア) 外務員資格試験

2005年の金融先物取引法の改正により外務員登録が制度化され、本協会において外国為替証拠金取引を取扱う外務員に対して資格試験合格を登録要件とすることとされました。（「外務員の登録等に関する規則」に関する細則（2005年6月27日第3回理事会決定、2021年6月29日最終改正））

2021年度における試験実施状況は、受験者数606人に対し、合格者数601人となりました。なお、2006年4月から2022年3月末までの累計受験者数は28,136人で、合格者数は26,280人です。

(イ) 資格試験合格を登録要件とする外務員の範囲

外務員登録に資格試験の合格を登録要件としているのは外国為替証拠金取引を取扱う外務員、仲介業を行う役員等及び個人向け店頭バイナリーオプション取引を取扱う外務員です。

(ウ) 外務員資格更新研修試験の概要

登録を受けている外務員（外務員登録時に資格試験合格を要件とする者に限ります。）

に対して、その登録を受けた日を基準として5年目が経過した場合、又は、新たに外務員の登録をする者が過去2年の間に外務員資格試験若しくは外務員資格更新研修試験又は内部管理責任者資格試験に合格していない場合には、外務員資格更新研修（外務員資格更新研修試験の受験）の受講を義務付けることとしています。

2021年度における試験実施状況は、受験者数770人に対し、合格者数768人となりました。なお、2009年4月から2022年3月末までの累計受験者数は6,419人で、合格者数は6,340人です。

(4) 内部管理責任者関係

会員は、「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」第14条により、内部管理担当役員及び内部管理責任者について、毎年7月末現在の配置状況を協会に報告することとなっています。

2022年3月末現在、会員139社における内部管理担当役員等及び内部管理責任者の配置状況は、内部管理担当役員等146名、内部管理責任者621名となっています。

2021年度における試験実施状況は、受験者数655人に対し、合格者数655人となりました。なお、1997年2月から2022年3月末までの累計受験者数は14,088人で、合格者数は12,103人です

5. 苦情・相談、あっせん事業

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務については、「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（Financial Instruments Mediation Assistance Center (FINMAC)）」への業務委託をしています。

第一種金融商品取引業に係るあっせんについては、指定紛争解決機関であるFINMACの独自業務となりました。他方、苦情相談、あっせんのうち、第二種金融商品取引業務及び登録金融機関業務に係るものについては、本協会から業務委託を行っています。

苦情等の状況については、近年は減少傾向にあり、2021年度の状況は、あっせん7件（前年同期10件）、苦情63件（同40件）、相談177件（同219件）、合計で247件（同269件、8.2%減）となっています。

苦情等の内容を取引別に見ると、外国為替証拠金取引は、対面営業による勧誘姿勢やシステム障害等に関する苦情等であり、通貨オプション取引は、バイナリーオプション取引（B0）に係る相談となっています。一時期大幅に増加したB0を除く通貨オプション取引に係る苦情は、近年は無くなり、2021年度においても0件となっています。

6. 会員の教育研修事業

規制環境の変化の著しい状況等に顧み、セミナーの開催は原則Webによるものとし、協会事務局の活動をお伝えする等のほか、日本銀行調査統計局、財務省国際局、金融庁、財務局等にご講演をいただいています。

2021年度は、以下のとおり開催しています。

開催日時	テーマ	講師
2021年12月15日 会員セミナー (WebexによるWeb開催)	「コロナを乗り越え、活力ある 経済社会を実現する金融シス テムの構築へ」	近畿財務局 理財部 金融監督官 森脇稔 氏
	「協会監査・苦情等について」	本協会監査部長 村田雅彦

開催日時	テーマ	講師
	「FX 取引等における個人顧客損益実態調査の結果等について」	本協会調査部長 北村剛志
2021 年 9 月 24 日 説明会 (Webex による Web 開催)	「FATF 第 4 次対日相互審査結果及び今後の対応方針について」	金融庁総合政策局リスク分析総括課 マネーロンダリング・テロ資金供与対策企画室長 尾崎 寛 氏
2022 年 3 月 2 日 会員セミナー (Teams による Web 開催)	「日本経済の現状と展望」	日本銀行 調査統計局 経済調査課 景気動向グループ企画役 倉知善行 氏
	「最近の国際金融情勢」	財務省 国際局 為替市場課長 松本千城 氏
	「協会監査・苦情等について」	本協会監査部長 村田雅彦
	「FX 取引等における個人顧客損益実態調査の結果等について」	本協会調査部長 北村剛志

また、全国地方銀行協会の会員向け研修において、市場リスク管理に関わる部門の初任担当者を対象とした 4 日間の講義のうち、本協会職員が一部を担当し、講師として主に通貨オプションの基礎知識と特性について Web にて講義を行いました。

7. 各種刊行物の刊行等

2021 年度における各種刊行物の状況は、以下のとおりです。

(1) 会報

事務局の運営状況及び金融先物取引に関わる情報の発信を目的に、年 4 回、会報を定期的に作成し、Kinsaki-net 上の電子ファイルにより、会員に発信しています。

2021 年度に発刊した会報では、以下の特集記事等を掲載しています。

号数	掲載記事
第 128 号	「2020 年海外主要金融デリバティブ市場の現状」 「個人向け店頭バイナリーオプション取引状況報告」
第 129 号	「会員の決算状況（2021 年 3 月期）について」
第 130 号	「店頭外国為替証拠金取引の実態調査結果について」
第 131 号	「会員の決算状況（2021 年 9 月期）について」

また、会報は金融先物取引業や本協会の活動への理解を促進し、加えて投資教育を図ることを目的に、その内容の一部を一般向け協会ホームページに掲載しています。

(2) 金融先物取引業協会諸規則集

「金融先物取引業協会諸規則」を作成し、会員、特別参加者に紙媒体のものを一部ずつ無償提供（2021 年度版は 2022 年 3 月に配付）しています。また、本協会一般ホームページ／協会について／定款諸規則等では、最新版の定款諸規則等を閲覧することが可能です。

(3) 金融先物取引業務マニュアル

会員の業務を支援するためのツールとして、「金融先物取引業務マニュアル」を作成し電子媒体により提供（Kinsaki-net 掲載）を行っています。なお、紙媒体を必要とする会員にはオンデマンド出版により提供しています。

本マニュアルは、原則として年度ごとに内容を見直しており、2021 年 10 月版として最新のものを Kinsaki-net に掲載しました。

8. 投資者教育

(1) 投資者教育

一般投資者の参加が進むデリバティブ取引について、投資者の信頼に基づく健全な発展を続けるためには、投資者自身の金融リテラシーを高めるとともに、金融リテラシーを踏まえた投資者の行動を支える金融商品取引業者の態勢をさらに整えることが肝要であると考えられます。こうした観点から、本協会では、金融先物取引に関する自主規制機関として、2016 年度に投資教育事業に関する 5 か年計画を策定し、投資者リテラシーを高めるとともに取引の健全な発展を図るための取組みを進めてきました。

当該 5 か年計画は昨年度で終了しましたが、投資者等におけるリテラシー向上施策を継続することの重要性に鑑み、2021 年度以降も投資教育事業を引き続き推進していきます。

なお、本事業経費の一部については、現在の協会の厳しい財務事情の中で、「公益財団法人資本市場振興財団」に投資教育事業の公益目的にご理解をいただき、同財団より助成を頂いています。

助成の対象となる 2021 年度の事業及び経費細目、助成金額は下表のとおりです。

(参考) 助成の対象となる事業及び経費細目、助成金額

項 目	計画額	実施額	うち	備 考
			助成金充当額	
使途・内訳	千円	千円	千円	
① 投資者教育プロジェクト	5,472	4,549	3,578	行動経済学的分析等をテーマとした学術連携の実施他
② 教材開発	9,079	8,443	6,422	投資者向け教材（動画）作成他
合計（総事業費）	14,551	12,992	10,000	

(2) 2021 年度の活動

① 大学提供講座

若年層向けの投資教育の一環として、龍谷大学において「ビジネスと市場リスク」と題した協会提供講座を開講しました（2021 年 9 月）。ビジネスの世界において重要な業務である市場リスク管理に関して、基本的な知識の習得から、デリバティブ取引を使った実践的な対応なども含め、通常の大学単位認定講座として提供しています。

② 投資（家）行動の研究

後述の「9. 学術連携事業の状況」を参照ください。

③ 教育コンテンツ開発

情報発信の新たな手段として、2021年11月に「金融先物取引業協会 YouTube チャンネル」を開設しました。チャンネルの開設に伴い、一般投資者の金融リテラシーの向上を図るための解説動画2本（「FX取引－新興国通貨」、「無登録業者とのバイナリーオプション取引への誘いに注意」）を公開しました。

- 「FX取引－新興国通貨」では、一般投資家がFX取引で新興国通貨の売買を行うに当たり知っておくべき情報（リスクとリターンの特徴等）についてわかり易く解説。
- 「無登録業者とのバイナリーオプション取引への誘いに注意」では、無登録業者が行うバイナリーオプション取引の誘いに乗る危険性についてわかり易く解説。

この2本の動画は、誰にでもわかるように伝えることを目指し、解説動画を専門で制作する株式会社 simpleshow Japan と協働で制作しました。

また、投資者教育の一環として、FX取引において投資者の取引が活発となってきた新興国通貨等に関する基礎的な知識を普及することを目的としたレポートの作成を進めています。2021年度は、公益法人国際通貨研究所にレポートの寄稿を依頼し、FX投資家向けの啓蒙資料として各種レポート（タイ編、ポーランド編、北欧通貨編）を一般向け協会ホームページに掲載しました。

9. 学術連携事業の状況

(1) 投資（家）行動の実証分析

2018年度より岩壺健太郎神戸大学大学院経済学研究科教授に、投資家の行動経済学的分析をテーマとした研究を依頼しています。

2021年度は、実際の店頭外国為替証拠金取引のデータから、過去のパフォーマンスと将来の投資行動の関連について分析を進め、日々の実現損益や含み損益が、その後の投資者のリスクテイクにどのような影響を及ぼしているかを分析しました。2021年11月に中間報告の研究会を開催し、最終的な分析結果は2022年3月に報告されました。研究結果は論文として寄稿され、協会会報132号に掲載する予定です(2022年4月)。

(2) FX取引における法的構造

学術連携（法学）研究会を、2022年3月に開催し、主に取引データ保存・報告制度のデータ分析結果を踏まえて、価格の適正性の考え方や乖離した約定価格における投資家への説明責任などについて、神作裕之東京大学大学院法学政治学研究科教授、弥永真生明治大学専門職大学院会計専門職研究科教授、白井正和京都大学大学院法学研究科教授、飯田秀総東京大学大学院法学政治学研究科准教授に参加いただき、意見交換を行いました。

10. 行政機関・内外の自主規制機関等との関係

(1) 金融庁との意見交換会

金融庁幹部と本協会業務委員会委員及び自主規制委員会委員との意見交換会を開催しています。2021年度は10月8日に第13回意見交換会を開催しました。

(2) 「マネロン対応高度化官民連絡会」

財務省、金融庁、法務省等によりFATF対応、マネロン対応についてのプレゼンテーションが、2021年度は10月6日に開催され、本協会はオブザーバー参加し各方面との情報共有に努めています。

(3) マネロン・テロ資金供与対策

国際社会におけるテロ脅威等が高まる中、我が国の金融機関等においても更なるマネロン・テロ資金供与対策の態勢高度化が求められており、第4次 FATF 対日相互審査が終了し、2021 年度には審査報告書が公表されました。

また、2021 年 9 月に「FATF 第4次対日相互審査結果及び今後の対応方針に係る説明会」について、金融庁総合政策局による説明会が Web により開催され、会員に参加いただいています。

(4) 金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討

本協会は、金融庁が 2020 年 6 月に設置した「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」に参加しています。同検討会では、種々の金融関連手続に関する慣行の見直し、書面・押印・対面手続の不要化や電子化の促進について議論が行われ、2020 年 12 月に「論点整理」が取りまとめられました。本年度は、各業界における進捗状況等を共有する観点から、昨年度に引き続き WEB 形式による会合が 3 回開催されました。

(5) 「国際金融都市 OSAKA 推進委員会」

本協会は、行政・経済界・各種団体で構成する「国際金融都市 OSAKA 推進委員会（2021 年 3 月設立）」にオブザーバーとして参加しています。同委員会は、2022 年 3 月 25 日に開催した総会にて、国際金融都市構想の実現に向けた工程や具体策を示した「国際金融都市 OSAKA 戦略」を策定しました。

IV. 協会の概要

1. 事務局

(1) 組織・人員

本協会事務局は、統括役 2 人の下、4 部（総務、業務、監査、調査）体制で業務を行っています。

職員数（2022 年 3 月末現在）は、22 人（うちパート 2 人）です。なお、2022 年 4 月 1 日現在では 21 人（うちパート 2 人）となっています。

（別紙 3 一般社団法人金融先物取引業協会組織図 参照）

(2) 所在地

主たる事務所 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 1-3

NBF 小川町ビルディング

代表電話番号 (03) 5280-0881

各部代表電話番号 総務部 (03) 5280-0881、0889

業務部 (03) 5280-0882

調査部 (03) 5280-0884

監査部 (03) 5280-0883

FAX 番号 (03) 5280-0895

URL <https://www.ffaj.or.jp/>

<https://www.ffaj.or.jp/en>

支部は置かれていません。

2. 財務報告

(1) 収支の状況

2021年度における収入は、581百万円（No. 21 事業活動収入 552百万円、No. 52 過剰金積立資金取崩収入 1百万円、No. 54 退職給付引当資産取崩収入 28百万円）となっています。

一方で支出は、574百万円（No. 46 事業活動支出 518百万円、No. 59 過剰金積立資金取得支出 1百万円、No. 60 自主規制事業実施積立資金取得支出のうち 19百万円、No. 61 取引データ保存・報告制度の運用に係る負担金積立資金取得支出 7百万円、No. 62・63 役員・職員退職給付引当資産取得支出 15百万円、固定資産取得支出（No. 65 什器備品取得支出、No. 66 ソフトウェア取得支出）14百万円）となっています。

単年度の収支差は7百万円となり、自主規制事業実施積立資金へ繰入れ（自主規制事業実施積立資金取得支出（No. 60））を行っています。

その結果、当期収支差額は0円となり、前期繰越収支差額（No. 81）の10百万円が、そのまま次期に繰り越されることとなります。

(2) 財務の状況

2021年度末の正味財産は473百万円（前年度末比32百万円増）となりました。主な特定資産のうち、預り預託金充当資産は1,378百万円（前年度末比11百万円増）、自主規制事業実施積立資金は368百万円（前年度末比26百万円増）、取引データ保存・報告制度の運用に係る負担金積立資金は7百万円（前年度末比7百万円増）となりました。

※ 本協会では、2021年度において有限責任あずさ監査法人と締結した監査契約により、会計監査を受け、無限定適正意見を付した監査報告書を2022年4月22日に頂いています。

○2021年度における収支の概要

（単位：千円）

No.	科目 (記載のNo.は収支計算書上の行番号です。)	2021年度 予算額(a) (流用後)	2021年度 決算額 (b)	差異 (a-b)
1	収入合計(A)	553,800	580,937	△27,137
2	事業活動収入(No.21)	553,800	552,433	1,367
3	過剰金積立資金取崩収入(No.52)	0	1,000	△1,000
4	退職給付引当資産取崩収入(No.54)	0	27,504	△27,504
5	支出合計(B)	653,313	573,980	79,333
6	事業活動支出(No.46)	563,978	517,631	46,347
7	うち 事業費支出(No.36)	515,577	478,788	36,789
8	うち 管理費支出(No.45)	48,401	38,843	9,558
9	過剰金積立資金取得支出(No.59)	1,000	1,000	0
10	自主規制事業実施積立資金取得支出(No.60)のうち	18,794	18,794	0
11	取引データ保存・報告制度の運用に係る負担金積立資金取得支出(No.61)	0	7,162	△7,162
12	役員・職員退職引当資産取得支出(No.62、No.63)	15,496	15,348	148
13	固定資産取得支出 (什器備品取得支出(No.65)、ソフトウェア取得支出(No.66))	14,045	14,045	0

No.	科目 (記載の No.は収支計算書上の行番号です。)	2021 年度 予算額(a) (流用後)	2021 年度 決算額 (b)	差異 (a-b)
14	予備費支出 (No.79)	40,000	0	40,000
15	収支差(A-B)	△99,513	6,957	△106,470
16	自主規制事業実施積立資金からの取崩し(自主規制事業実施積立資金取崩収入 (No.53))	99,513	0	99,513
17	自主規制事業実施積立資金へ繰入れ(自主規制事業実施積立資金取得支出 (No.60))	0	△6,957	6,957

V. 会員等の状況

1. 会員等の状況

2022 年 3 月 31 日現在、本協会の会員は 139 社、特別参加者は 4 社です。

2021 年度中、会員については、入会 3 社、退会 5 社（金融先物取引業の廃止 3 社、合併に伴う退会 2 社）です。特別参加者については、入退会はありません。

会員、特別参加者の状況

(2022年 3 月31日現在)

業 態	会 員	特 別 参 加 者
都市銀行	4	—
地方銀行	30	—
信託銀行	3	—
その他の銀行	9	—
外国銀行	10	—
第二地方銀行	4	—
信用金庫	—	—
系統金融機関	1	1
短資会社等	—	—
証券会社	51	1
外国証券会社	3	—
商品先物会社	5	—
先物専門会社	19	—
その他	—	2
合計	139	4

2. 会員一覧

※ 会員番号順、役職名は会員届による。

都市銀行	会員代表者	
株式会社りそな銀行	代表取締役社長	岩永 省一
株式会社三菱UFJ銀行	頭取	半沢 淳一
株式会社三井住友銀行	頭取	高島 誠
株式会社みずほ銀行	取締役副頭取	加藤 勝彦

地方銀行	会員代表者	
株式会社千葉銀行	取締役頭取	米本 努
株式会社横浜銀行	代表取締役頭取	大矢 恭好
株式会社伊予銀行	代表取締役	三好 賢治
株式会社百十四銀行	代表取締役 取締役頭取	綾田 裕次郎
株式会社北陸銀行	代表取締役頭取	庵 栄伸
株式会社北海道銀行	代表取締役頭取	兼間 祐二
株式会社第四北越銀行	取締役頭取	殖栗 道郎
株式会社北國銀行	取締役頭取	杖村 修司
株式会社十六銀行	取締役頭取	石黒 明秀
株式会社中国銀行	取締役頭取	加藤 貞則
株式会社広島銀行	代表取締役	部谷 俊雄
株式会社常陽銀行	取締役頭取	笹島 律夫
株式会社八十二銀行	取締役頭取	松下 正樹
株式会社大垣共立銀行	取締役頭取	境 敏幸
株式会社静岡銀行	取締役頭取	柴田 久
株式会社京都銀行	取締役頭取	土井 伸宏
株式会社西日本シティ銀行	取締役頭取	村上 英之
株式会社山口銀行	取締役頭取	神田 一成
株式会社佐賀銀行	取締役頭取	坂井 秀明
株式会社百五銀行	取締役頭取	伊藤 歳恭
株式会社群馬銀行	取締役頭取	深井 彰彦
株式会社滋賀銀行	取締役頭取	高橋 祥二郎
株式会社池田泉州銀行	代表取締役頭取兼CEO	鵜川 淳
株式会社福井銀行	取締役兼代表執行役頭取	林 正博
株式会社七十七銀行	取締役頭取	小林 英文
株式会社北九州銀行	取締役頭取	嘉藤 晃玉
株式会社福岡銀行	取締役会長兼頭取	柴戸 隆成
株式会社足利銀行	取締役頭取	清水 和幸
株式会社きらぼし銀行	取締役頭取	渡邊 壽信
株式会社関西みらい銀行	代表取締役兼社長執行役員	菅 哲哉

信託銀行	会員代表者	
三井住友信託銀行株式会社	取締役社長	大山 一也
三菱UFJ信託銀行株式会社	取締役社長	長島 巖
みずほ信託銀行株式会社	取締役社長	梅田 圭

その他の銀行	会員代表者	
PayPay 銀行株式会社	代表取締役社長	田鎖 智人
株式会社埼玉りそな銀行	代表取締役社長	福岡 聡
株式会社あおぞら銀行	代表取締役社長	谷川 啓
楽天銀行株式会社	代表取締役社長 最高執行役員	永井 啓之
株式会社新生銀行	代表取締役社長	川島 克哉
ソニー銀行株式会社	代表取締役社長	南 啓二
住信SBIネット銀行株式会社	代表取締役社長	円山 法昭
auじぶん銀行株式会社	代表取締役社長	臼井 朋貴
GMO あおぞらネット銀行株式会社	代表取締役社長	山根 武

外国銀行	会員代表者	
バークレイズ銀行	日本における代表者	森原 恒輔
香港上海銀行	日本における代表者	Edward John Weeks
UBS 銀行	日本における代表者 東京支店長 カントリー・オペレーティング・オフィサー	山田 真資
ソシエテ・ジェネラル銀行	日本における代表者 兼東京支店長	Bruno Gaussorgues
クレディ・スイス銀行	日本における代表者	桑原 良
JPMorgan・チェース銀行	日本における代表者 兼東京支店長	李家 輝
ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行	東京支店長 兼日本における代表者	James GIBSON
バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ	東京支店支店長	鈴木 良太
シティバンク、エヌ・エイ	日本における代表者	リー・ロバート・ウェイト
コメルツバンク・アクツィエンゲゼルシャフト（コメルツ銀行）	日本における代表者	ニコラ・シャニヨン

第二地方銀行	会員代表者	
株式会社北洋銀行	取締役頭取	安田 光春
株式会社もみじ銀行	取締役頭取	小田 宏史
株式会社みなと銀行	代表取締役社長	武市 寿一
株式会社東京スター銀行	代表執行役頭取	多田 正己

第二地方銀行	会員代表者	
株式会社北洋銀行	取締役頭取	安田 光春
株式会社もみじ銀行	取締役頭取	小田 宏史
株式会社みなと銀行	代表取締役社長	武市 寿一
株式会社東京スター銀行	代表執行役頭取	多田 正己

系統金融機関	会員代表者	
株式会社商工組合中央金庫	代表取締役社長	関根 正裕

証券会社	会員代表者	
岩井コスモ証券株式会社	代表取締役会長	沖津 嘉昭
みずほ証券株式会社	取締役社長	浜本 吉郎
BofA 証券株式会社	代表取締役社長	笹田 珠生
野村証券株式会社	取締役会長	永井 浩二
シティグループ証券株式会社	代表取締役社長兼CEO	リー・ロバート・ウェイト
ひまわり証券株式会社	代表取締役社長	中町 剛
松井証券株式会社	代表取締役社長	和里田 聡
ドイツ証券株式会社	代表取締役社長	本間 民夫
大和証券株式会社	代表取締役社長	中田 誠司
株式会社SBI証券	代表取締役社長	高村 正人
クレディ・スイス証券株式会社	代表取締役社長兼CEO	桑原 良
J P モルガン証券株式会社	代表取締役社長 チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	李家 輝
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	代表取締役社長	田村 浩四郎
楽天証券株式会社	代表取締役社長	楠 雄治
パークレイズ証券株式会社	代表取締役社長	木曾 健太郎
GMOクリック証券株式会社	代表取締役社長	鬼頭 弘泰
ゴールドマン・サックス証券株式会社	代表取締役社長	持田 昌典
益茂証券株式会社	取締役社長	山田 悟
トレイダーズ証券株式会社	代表取締役社長	須山 剛
マネックス証券株式会社	代表取締役社長	清明 祐子
au カブコム証券株式会社	代表取締役社長	石月 貴史
株式会社DMM. com 証券	代表取締役	谷川 龍二
インヴァスト証券株式会社	代表取締役社長	川上 真人
新生証券株式会社	代表取締役社長	岩本 康宏
ソシエテ・ジェネラル証券株式会社	代表取締役社長	島本 幸治
東海東京証券株式会社	代表取締役社長	佐藤 昌孝
株式会社アイネット証券	代表取締役社長	星野 智英
S M B C 日興証券株式会社	取締役社長	近藤 雄一郎

証券会社	会員代表者	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	取締役社長	荒木 三郎
あい証券株式会社	代表取締役	加藤 丈典
セントレード証券株式会社	代表取締役社長	松田 文和
サクソバンク証券株式会社	代表取締役社長	伊澤 フランシスコ
I G証券株式会社	代表取締役社長	古市 知元
フィリップ証券株式会社	代表取締役社長	永堀 真
BNPパリバ証券株式会社	代表取締役社長	Tony Leung
日産証券株式会社	代表取締役社長	二家 英彰
A I ゴールド証券株式会社	代表取締役社長	若林 正俊
E Z インベスト証券株式会社	代表取締役社長	大森 恒郎
U B S証券株式会社	代表取締役社長	中村 善二
野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービスズ株式会社	取締役社長	柘植 謙二
第一プレミア証券株式会社	代表取締役社長	成田 実
立花証券株式会社	代表取締役社長	石井 登
あかつき証券株式会社	代表取締役社長	工藤 英人
株式会社マネーパートナーズ	代表取締役社長	福島 秀治
株式会社マネースクエア	代表取締役社長	藤井 靖之
外貨 ex b y GMO株式会社	代表取締役社長	松本 好史
L I N E証券株式会社	代表取締役 C o - C E O	米永 吉和
株式会社S B Iネオモバイル証券	代表取締役社長	小川 裕之
UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社	代表取締役	ビクター・チャング
岡三証券株式会社	代表取締役社長兼社長執行役員	江越 誠
H S B C証券準備株式会社	代表取締役社長	永原 千華子

外国証券会社	会員代表者	
H S B C証券会社	日本における代表者	永原 千華子
クレディ・アグリコル証券会社	日本における代表者	Antoine SIRGI
R B Cキャピタルマーケッツ・ジャパン・リミテッド	日本における代表者	松本 秀樹

商品先物会社	会員代表者	
豊トラスティ証券株式会社	代表取締役社長	安成 政文
岡安商事株式会社	代表取締役会長	岡本 安明
サンワード貿易株式会社	代表取締役	依田 年晃
フジトミ証券株式会社	代表取締役社長	細金 英光
大起証券株式会社	代表取締役社長	大口 博信

先物専門会社	会員代表者	
株式会社 FX プライム by GMO	代表取締役社長	安田 和敏
JFX株式会社	代表取締役	小林 芳彦
セントラル短資FX株式会社	代表取締役社長	松田 邦夫
クリエイトジャパン株式会社	代表取締役社長	中村 鉄太郎
株式会社外為どっとコム	代表取締役社長	竹内 淳
FOREX EXCHANGE 株式会社	代表取締役社長	北見 悟志
TF Global Markets Japan 株式会社	代表取締役 CEO	小池 一弘
ストーンエックスフィナンシャル株式会社	代表取締役	リサ・クレア・フォックス
株式会社FXブロードネット	代表取締役社長	山口 裕
株式会社外為オンライン	代表取締役社長	古作 篤
ロンナル・フォレックス株式会社	代表取締役	井上 成雄
ヒロセ通商株式会社	代表取締役	野市 裕作
ゴールデンウェイ・ジャパン株式会社	代表取締役社長	呉 一帆
OANDA証券株式会社	代表取締役	柳澤 義治
アヴァトレード・ジャパン株式会社	代表取締役	丹羽 広
外為ファイネスト株式会社	代表取締役	石野 由美子
デューカスコピー・ジャパン株式会社	代表取締役	瀧澤 篤史
SBI FXトレード株式会社	代表取締役社長	藤田 行生
Hash DasH 株式会社	代表取締役	林 和人

3. 特別参加者一覧

※ 特別参加者番号順、役職名は会員届による。

系統金融機関	特別参加者代表者	
農林中央金庫	代表理事 理事長	奥 和登

証券会社	特別参加者代表者	
株式会社SBIネオトレード証券	代表取締役社長	小川 裕之

その他	特別参加者代表者	
SBIリクイディティ・マーケット株式会社	代表取締役社長	尾崎 文紀
CME GROUP JAPAN 株式会社	代表取締役	ウィリアム・フレデリック・ノッテンベルト

4. 役員

2022年3月31日現在の本協会の役員は、以下のとおりです。

※役職名は、会員届による。

理 事 (会長)	高島 誠	株式会社三井住友銀行	頭取
理事 (副会長)	永井 浩二	野村證券株式会社	取締役会長
理 事	加藤 勝彦	株式会社みずほ銀行	取締役副頭取
理 事	柴戸 隆成	株式会社福岡銀行	取締役会長兼頭取
理 事	大山 一也	三井住友信託銀行株式会社	取締役社長
理 事	高村 正人	株式会社 SBI 証券	代表取締役社長
理 事	楠 雄治	楽天証券株式会社	代表取締役社長
理 事	鬼頭 弘泰	GMOクリック証券株式会社	代表取締役社長
理 事	松田 邦夫	セントラル短資FX株式会社	代表取締役社長
理 事	竹内 淳	株式会社外為どっとコム	代表取締役社長
(非会員理事)			
理 事 (専務理事)	山崎 晃義	協会	専務理事
監 事	照内 太郎	公益財団法人 金融情報システムセンター	常務理事

5. 委員会等委員

2022年3月31日現在の本協会の委員会等の委員は、以下のとおりです。

(1) 業務委員会

※役職名は、会員届による。

委員長	中村 信明	株式会社三井住友銀行	執行役員
副委員長	中島 豊	野村證券株式会社	代表取締役副社長
委 員	芝田 康弘	株式会社みずほ銀行	常務執行役員
委 員	田代 信行	株式会社福岡銀行	取締役 常務執行役員
委 員	松本 洋志	三井住友信託銀行株式会社	執行役員
委 員	坂本 英文	株式会社 SBI 証券	執行役員
委 員	シマフランカ ラミール	楽天証券株式会社	執行役員 FX・CFD 事業本部長
委 員	尾田 弘行	GMOクリック証券株式会社	取締役
委 員	伊藤 雅博	セントラル短資FX株式会社	常務取締役
委 員	加藤 耕一	株式会社外為どっとコム	管理本部長
(非会員委員)			
委 員	山崎 晃義	協会	専務理事

(2) 自主規制委員会

※役職名は、会員届による。

委員長	芝田 康弘	株式会社みずほ銀行	常務執行役員
副委員長	櫻井 裕子	大和証券株式会社	常務取締役
副委員長	福島 秀治	株式会社マネーパートナーズ	代表取締役社長
委員	田代 信行	株式会社福岡銀行	取締役 常務執行役員
委員	松本 洋志	三井住友信託銀行株式会社	執行役員
委員	大澤 孝元	パークレイズ銀行	市場営業本部 本部長
委員	星野 昭	シティグループ証券株式会社	外国為替本部長
委員	雑賀 基夫	松井証券株式会社	取締役 法務・コンプライアンス部門担当役員
委員	水野 恵理子	マネックス証券株式会社	執行役員
委員	小畑 太	ストーンエックスフィナンシャル株式会社	コンプライアンス部 部長
委員	野市 裕作	ヒロセ通商株式会社	代表取締役社長

(非会員委員)

委員	弥永 真生	明治大学	専門職大学院会計専門職研究科 教授
委員	小出 篤	学習院大学	法学部 教授
委員	山崎 晃義	協会	専務理事

(3) 規律委員会

※役職名は、届出による。

委員長	弥永 真生	明治大学	専門職大学院会計専門職研究科 教授
副委員長	坂本 正喜	原・植松法律事務所	弁護士
委員	飯田 秀総	東京大学大学院	法学政治学研究科 准教授

(4) 不服審査会

※役職名は、届出による。

委員長	神作 裕之	東京大学大学院	法学政治学研究科 教授
副委員長	高橋 厚男	公益財団法人 日本関税協会	顧問
委員	勝尾 裕子	学習院大学	経済学部 教授

6. 部会等

(1) 業務部会

2022年3月31日現在の本協会の業務部会の部会員は以下のとおりです。

※役職名は、会員届による。

部会長	後藤 拓	株式会社三井住友銀行	市場営業統括部 上席推進役
-----	------	------------	---------------

副部長	櫻井 祥文	野村證券株式会社	グローバル・マーケット 企画部 エグゼクテ ィブ・ディレクター
部会員	中川 俊和	株式会社みずほ銀行	グローバルマーケット 業務部 副部長
部会員	渡辺 貴幸	株式会社福岡銀行	グローバルソリューション 部 部長
部会員	俣野 仁志	三井住友信託銀行株式会社	マーケット企画部 業務チーム長
部会員	川合 智樹	株式会社 SBI 証券	マーケティング部 課長
部会員	徳光 裕章	楽天証券株式会社	FX・CFD事業本部 FX事業部 マネー ジャー
部会員	及川 昌弘	GMOクリック証券株式会社	デリバティブ部長
部会員	村瀬 智恵子	セントラル短資FX株式会社	リスク管理室 室長
部会員	花見 泰充	株式会社外為どっとコム	コンプライアンス部 コンプライアンス部長
(非会員部会員)			
部会員	山崎 哲夫	協会	統括役・事務局長兼業 務部長

(2) 自主規制部会

2022年3月31日現在の本協会の自主規制部会の部会員は以下のとおりです。

※役職名は、会員届による。

部会長	中川 俊和	株式会社みずほ銀行	グローバルマーケット 業務部 副部長
副部長	佐野 琢磨	大和証券株式会社	営業企画部 次長
副部長	宇留野 真澄	株式会社マネーパートナーズ	管理部 副部長
部会員	渡辺 貴幸	株式会社福岡銀行	グローバルソリューション 部 部長
部会員	俣野 仁志	三井住友信託銀行株式会社	マーケット企画部 業務チーム長
部会員	藤原 勇平	パークレイズ銀行	ソリューション営業部 部長
部会員	江副 友亮	シティグループ証券株式会社	外国為替営業部長
部会員	田崎 伸資	松井証券株式会社	コンプライアンス部長
部会員	本郷 絢也	マネックス証券株式会社	マネージャー
部会員	小畑 太	ストーンエックスフィナンシャル 株式会社	コンプライアンス部 部長
部会員	衣川 貴裕	ヒロセ通商株式会社	専務取締役 内部管理 部長

(非会員部会員)

部会員	弥永 真生	明治大学	専門職大学院会計専門 職研究科 教授
部会員	小出 篤	学習院大学	法学部 教授
部会員	山崎 哲夫	協会	統括役・事務局長兼業 務部長

(3) 事務連絡会

事務局に理事各社及び協会事務局の職員で構成する事務連絡会を置き、総会及び理事会の議案整理その他所要の連絡事務にあたっています。

(4) FX 幹事会

FX 幹事会は、外国為替証拠金取引に関する規制環境の変化に対応する所要の審議を行うため、2019 年 2 月に発足した外国為替証拠金取引 (FX) 専門部会 (仮称) の後を受けて、同年 6 月に業務部会及び自主規制部会の下に設置された FX 部会及び FX 部会幹事会を、2014 年 7 月より一本化したものであり、2022 年 3 月 31 日現在では 20 社が参加しています。2020 年度の部会長、幹事は以下のとおりです。

部会長 株式会社外為どっとコム
副部会長 大和証券株式会社、GMOクリック証券株式会社
幹事会社 野村證券株式会社
松井証券株式会社
株式会社 SBI 証券
楽天証券株式会社
マネックス証券株式会社
auカブコム証券株式会社
株式会社 DMM.com 証券
インヴァスト証券株式会社
株式会社マネーパートナーズ
株式会社マネースクエア
外貨 ex by GMO 株式会社
セントラル短資 FX 株式会社
ストーンエックスフィナンシャル株式会社
株式会社外為オンライン
ヒロセ通商株式会社
ゴールドデンウェイ・ジャパン株式会社
SBI FXトレード株式会社

Ⅵ 事業報告書付属明細書

2021 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する付属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

2022 年 6 月
一般社団法人金融先物取引業協会

VII 参考資料 目次

別紙 1	一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況	・・・ 37
別紙 2	所管金融商品取引の状況（マッピング）	・・・ 55
別紙 3	一般社団法人金融先物取引業協会組織図	・・・ 57

別紙1 一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況

FFAJ活動記録

(2021. 04. 01 ~ 2022. 03. 31)

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0401	通知文書	業務部	金融庁電子申請・届出システムの利用等について - gBizID 取得のお願い -	67E
0402	通知文書	業務部	島根県松江市における大規模火災にかかる災害に対する金融上の措置について	70E
0406	通知文書	業務部	「改正マネロン対策ガイドライン説明会」における質疑応答の還元について	71E
0407	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等について及び催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について	72E
0407	通知文書	業務部	テレワーク等の推進について	73E
0407	通知文書	総務部	インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン(案)に対するメンバーズコメント募集の結果の公表及び同ガイドラインの制定について	74E
0409	通知文書	総務部	自主規制規則等の見直し等に関するご意見の募集について	77E
0412	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	79E
0414	通知文書	業務部	まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等について及び催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について	80E
0414	通知文書	業務部	テレワーク等の推進について	81E
0420	通知文書	業務部	男女共同参画の取組の強化について	87E
0421	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	88E
0421	通知文書	業務部	Ivanti 製 VPN 製品「Pulse Connect Secure」、オラクル製ソフトウェア及びグーグル製「Chrome」の深刻な脆弱性について(注意喚起)	89E
0422	通知文書	業務部	まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等について及び基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限、いわゆる「ゴールデンウィーク」に向けた取組等に係る留意事項等について	90E
0422	通知文書	業務部	テレワーク等の推進について	91E
0423	通知文書	業務部	「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)の策定について	92E

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0423	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言を踏まえた金融システム・金融資本市場の機能維持について(麻生金融担当大臣談話)	93E
0427	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症対策に関する新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について及び催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について	95E
0427	通知文書	業務部	出勤者数の削減(テレワーク 等の徹底)について	96E
0428	通知文書	業務部	マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢整備の期限設定に係る要請文の発出について	97E
0430	会報の発刊	事務局	会報 128 号(2021 年 4 月)の掲載	—
0430	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	99E
0430	通知文書	業務部	特定都道府県及び重点措置区域以外の地域における催物の開催制限等に係る留意事項について	100E
0430	通知文書	業務部	ランサムウェアによるサイバー攻撃に関する注意喚起	101E
0510	通知文書	業務部	東京金融取引所のFXクリアリング取引開始に係る留意事項について	102E
0510	通知文書	調査部	四半期出来高状況(金融先物取引出来高状況報告)の報告における記載要領の一部改正について	103E
0511	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症対策に関する新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等について及び催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について	105E
0511	通知文書	業務部	出勤者数の削減(テレワーク 等の徹底)について	106E
0514	通知文書	総務部	店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第7条第3項及び第8条第4項並びに令和3年金融庁告示第 11 号第2条第1項第1号及び第2号に基づく金融庁長官及び取引情報蓄積機関に対する報告の方法等について	109E
0514	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	110E
0514	通知文書	業務部	出勤者数の削減に関する実施状況の公表について	111E
0517	第 1 回業務部会	事務局	理事会議案、通常総会議案について 他	—
0518	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	112E
0518	通知文書	業務部	テロリスト等と関連すると疑われる取引の届出等について	113E

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0519	FINMAC7団体打合せ	協会	定例報告	—
0519	通知文書	業務部	出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について	114E
0520	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について、並びに催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項及びその補足について	115E
0520	通知文書	業務部	災害対策基本法等の一部改正について	116E
0526	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について及び催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について	119E
0526	通知文書	業務部	出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について	120E
0526	通知文書	業務部	外務員登録・資格管理システムの旧姓併記の登録対応について	121E
0527	第1回理事会	事務局	・第 32 回通常総会招集決定の件 ・2020 年度事業報告及び決算の件 ・役員候補者選任の件 ・第 32 回通常総会議事録署名人2名選任の件 ・第 32 回通常総会の議決権行使に関する事項の件 他	—
0527	通知文書	業務部	マイナンバーカードの健康保険証利用の促進及び業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について	123E
0527	通知文書	業務部	富士通株式会社のプロジェクト情報共有ツール「ProjectWEB」への不正アクセスについて	124E
0527	通知文書	業務部	2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う警備協力について	125E
0528	通知文書	業務部	外為法に基づく資産凍結等の措置の実施に係る変更について	126E
0528	通知文書	業務部	成年年齢引下げに伴う消費者教育の取組について	127E
0601	第2回理事会(書面)	事務局	・会員の入会の件 ・会員の処分の件	—
0601	通知文書	業務部	会員に対する処分について	134E
0601	通知文書	業務部	出勤者数の削減に関する取組内容の公表フォーマット等について	137E
0601	通知文書	業務部	企業による職域接種に関するアンケートについて	138E
0602	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について及び催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について	139E

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0602	通知文書	業務部	出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について	140E
0602	通知文書	業務部	金融庁電子申請・届出システムの利用開始に向けたご連絡等について	141E
0603	通知文書	業務部	金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組みについて	142E
0608	第 47 回FX幹事会	事務局	・協会の活動状況について ・今期の幹事会テーマの進捗等と来期幹事会について	—
0608	第 1 回大阪金融都市幹事会	協会	戦略骨子案策定に向けた意見交換	—
0608	通知文書	業務部	外為法関連情報 E-mail サービスの登録方法変更とパスワード設定のお願いについて	147E
0608	通知文書	業務部	夏季の省エネルギーの取組について	148E
0608	通知文書	業務部	職場における積極的な検査等の実施について	149E
0608	通知文書	業務部	企業等向けの職域接種の申請受付の開始について	150E
0609	通知文書	業務部	疑わしい取引の届出研修会について	151E
0609	通知文書	監査部	外国為替証拠金取引等に関する書類調査の実施について	152E
0610	通知文書	総務部	直近決算期の純資産額の報告について	153E
0611	FINMAC 運営審議委員会	協会	あっせん委員の選任及び「あっせん委員候補者の推薦について」の改正について 他	—
0611	通知文書	監査部	事業報告書(写)の提出について	154E
0611	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	155E
0614	通知文書	業務部	公共インフラとしての電話リレーサービスの提供開始について	156E
0615	第1回自主規制委員会(書面)	事務局	・協会規則の一部改正の件	—
0615	日本 IFIAR ネットワーク第 5 回総会	協会	・最近の企業開示・監査を巡る動向 ・監査事務所に対するモニタリング ・IFIAR 戦略企画室の最近の取組 他	—
0615	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置について	157E
0615	通知文書	業務部	災害等の被災者等支援に関するお願いについて	158E
0618	第 32 回通常総会	事務局	・2020 年度事業報告・決算	—

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
			・2021 年度役員選任 等	
0618	第3回理事会(書面)	事務局	・会長、副会長及び専務理事の選定(代表理事の選定)の件 ・会員の選定(代表理事の選定)の件 ・業務委員会、自主規制委員会、規律委員会並びに不服審査会の委員長、副委員長及び委員の委嘱の件 ・業務委員会の委員長の委嘱の件	—
0618	通知文書	総務部	第 32 回通常総会及び 2021 年度役員について	177E
0618	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	181E
0622	地方銀行協会研修 (~0625)	協会	・市場リスク商品と、そのリスク特性 ・パネルディスカッション「金融市場に係る課題と対応の方向性」他	—
0622	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について 及び基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等 に係る留意事項等について	184E
0623	金商業協会連絡協議 WG(第 110 回)	協会	各協会報告	—
0623	通知文書	業務部	出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について	185E
0624	通知文書	業務部	「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・ 成長戦略フォローアップ」を踏まえた兼業・副業の普及・促進につ いて	186E
0624	通知文書	業務部	外務員登録・資格管理システムの旧姓併記の登録対応に伴う申請 書の変更について	187E
0628	通知文書	業務部	災害が発生するおそれのある段階からの避難所としての研修所、宿 泊施設等の貸出の協力依頼について	188E
0629	第4回理事会(書面)	事務局	・協会規則の一部改正の件	—
0629	通知文書	業務部	クイック入金サービスに関するマネロン・テロ資金提供リスク管理に ついて	189E
0629	通知文書	業務部	協会規則の一部改正について	190E
0629	通知文書	業務部	職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について	191E
0629	通知文書	業務部	外為法に基づく資産凍結等の措置の実施に係る留意点について	192E
0701	通知文書	業務部	会長の交代について	196E
0702	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	199E

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0705	通知文書	業務部	令和3年7月1日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について(東海財務局静岡財務事務所)	200E
0707	通知文書	業務部	東京 2020 大会に関連するサイバー攻撃に関する注意喚起	201E
0709	通知文書	業務部	令和3年7月1日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について(中国財務局松江財務事務所)	202E
0709	通知文書	業務部	令和3年7月1日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について(中国財務局鳥取財務事務所)	203E
0712	通知文書	業務部	令和3年7月1日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について(九州財務局鹿児島財務事務所)	204E
0713	通知文書	業務部	基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について	205E
0713	通知文書	業務部	職場における積極的な抗原簡易キットを活用した検査等の実施について	206E
0713	通知文書	業務部	「テレワーク・デイズ 2021」へのご協力をお願い	207E
0714	第 2 回大阪金融都市幹事会	協会	戦略骨子素案(たたき台)について	—
0714	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について	208E
0714	通知文書	業務部	出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について	209E
0715	通知文書	業務部	2022 年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について	210E
0716	通知文書	業務部	外国為替に関する省令の一部を改正する省令等について	212E
0720	通知文書	業務部	ガイドライン記載事項確認シートの改訂について(新型コロナウイルス感染症対策対応関連)	213E
0721	通知文書	業務部	夏休み期間中における留意事項について	216E
0721	通知文書	業務部	犯罪収益移転防止法施行規則改正に伴う事務連絡の発出について(船舶観光上陸許可書の追加)	217E
0721	通知文書	監査部	法人店頭 FX 取引の証拠金率に関する書類調査の実施について	218E
0727	金商業協会連絡協議WG(第 111 回)	協会	各協会報告	—
0729	第 48 回FX幹事会	事務局	・今期の幹事会について ・「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」の一部改正について	—
0730	会報の発刊	事務局	会報 129 号(2021 年7月)の掲載	—

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0730	通知文書	業務部	2020 年度 特定非営利活動法人 証券・金融商品あつせん相談センター事業報告書のホームページ掲載に係る周知に関するお願い	221E
0730	通知文書	業務部	飲酒運転の防止に向けた所管事業者等への周知について	222E
0730	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	223E
0730	通知文書	業務部	事業報告書の Excel 化及び提出方法の変更について	224E
0803	通知文書	業務部	基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について	225E
0803	通知文書	業務部	出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について	226E
0803	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について	227E
0803	通知文書	業務部	FATF 声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について	228E
0804	通知文書	業務部	自動ドアの安全対策について	229E
0804	通知文書	監査部	「証券モニタリング概要・事例集(令和3年8月)」の周知について	230E
0811	通知文書	業務部	台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害等に対する金融上の措置について(東北財務局青森財務事務所)	233E
0813	通知文書	業務部	令和3年8月11日からの大雨による災害に対する金融上の措置について(広島県広島市安佐北区)(中国財務局)	234E
0816	通知文書	業務部	「特定個人情報を取り扱う際の注意ポイント」の送付について	235E
0816	通知文書	業務部	令和3年8月11日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置に関する周知要請について(中国財務局松江財務事務所)	236E
0816	通知文書	業務部	令和3年8月11日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置に関する周知要請について(福岡財務支局佐賀財務事務所)	237E
0816	通知文書	業務部	令和3年8月11日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置に関する周知要請について(福岡財務支局)	238E
0816	通知文書	業務部	職場における積極的な検査の促進について	239E
0818	通知文書	総務部	「インターネット取引における不正アクセス等防止に向けたガイドライン」の一部改正について	240E
0818	通知文書	業務部	令和3年8月11日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置に関する周知要請について(福岡財務支局長崎財務事務所)	241E
0818	通知文書	業務部	令和3年8月11日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置に関する周知要請について(関東財務局長野財務事務所)	242E
0819	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について	243E

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0819	通知文書	業務部	出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について	244E
0819	通知文書	業務部	基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について	245E
0819	通知文書	業務部	新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条の規定に基づく要請について	246E
0824	第 49 回 FX 幹事会	事務局	・デリバティブ取引に係る損益通算範囲の拡大について	—
0826	龍谷大学への協会提供講座	協会	～0901(5日間)	—
0827	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について	247E
0827	通知文書	業務部	出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について	248E
0827	通知文書	業務部	基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について	249E
0831	通知文書	業務部	今後の催物の開催制限等の取扱いについて	250E
0831	通知文書	業務部	外国為替法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令案について	251E
0901	通知文書	業務部	FATF 第4次対日相互審査結果及び今後の対応に係る説明会について	252E
0902	通知文書	業務部	障害者差別解消法に係る相談事例等に関する調査(令和2年度)について	253E
0906	通知文書	業務部	「金融商品取引業者等向け総合的な監督指針」の一部を改正について	254E
0907	通知文書	業務部	令和3年長野県茅野市において発生した土石流にかかる災害等に対する金融上の措置について(関東財務局長野財務事務所)	255E
0909	「国際金融都市 OSAKA 推進委員会」 第 1 回総会	協会	戦略骨子(案)について	—
0909	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	257E
0909	通知文書	業務部	新外務員システムへの移行について	258E
0909	通知文書	総務部	令和3年度 認定個人情報保護団体対象事業者向け実務研修会(第4回～第5回)の開催について	259E
0910	通知文書	監査部	金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 21 号の 4 に基づくストレステストの算出の適正性に関する注意喚起(その3)	260E
0913	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言等について	261E

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0913	通知文書	業務部	出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について	262E
0913	通知文書	業務部	基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について	263E
0916	通知文書	業務部	新型コロナワクチン接種証明の利用に関する基本的考え方について	264E
0916	通知文書	業務部	FATF 第4次対日相互審査結果及び今後の対応に係る説明会の資料送付について	265E
0924	FATF 第4次対日相互審査結果及び今後の対応方針に係る説明会	事務局	金融庁総合政策局リスク分析総括課マネーロンダリング・テロ資金供与対策企画室長による説明	—
0924	通知文書	監査部	【取引データ保存・報告制度関係】米国夏時間終了に伴う FX 取引時間調査の実施について	267E
0924	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	268E
0924	通知文書	業務部	津波防災の日に係る緊急地震速報訓練への参加の要請及び訓練参加状況等の調査について	269E
0928	通知文書	業務部	新外務員システムの利用者マニュアル及び申請書作成方法について	270E
0929	第 50 回 FX 幹事会	事務局	・顧客本位の業務運営に関する原則について ・その他 報告事項	—
0930	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態措置等の終了について	271E
0930	通知文書	業務部	出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について	272E
0930	通知文書	業務部	緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府 23 県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について	273E
1005	通知文書	業務部	企業版ふるさと納税分科会「企業と地方公共団体とのマッチング会」開催について	274E
1008	通知文書	業務部	金融業界向け「情報銀行」オンラインセミナーのご案内	278E
1008	通知文書	業務部	FATF 審査結果の概要及び今後の当庁としての対応方針等に係る事前質問等への回答について	279E
1011	通知文書	業務部	グローバル外為行動規範改定に関するセミナー開催について	280E
1014	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	283E
1020	通知文書	業務部	衆議院議員総選挙の選挙当日における便宜供与について	284E

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
1020	FINAC7団体打合せ	協会	定例報告	—
1021	2021 年度金融庁サイバー演習 (Delta Wall VI)	協会	2021 年度金融庁主催のサイバー演習の開催	—
1025	通知文書	業務部	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の発見事例の提供等について	285E
1027	通知文書	監査部	「インターネット取引における不正アクセス防止に向けたガイドライン」の対応状況に関する書類調査について	287E
1028	金商業WG	事務局	定例会議	—
1029	会報発刊	事務局	会報 130 号 (2021 年 10 月) の掲載	—
1029	通知文書	業務部	今後の催物の開催制限等の取扱いについて	288E
1102	通知文書	業務部	第 16 回企業版ふるさと納税分科会「企業と地方公共団体とのマッチング会」開催について	289E
1102	通知文書	事務局	金融先物取引業協会「YouTube」公式チャンネルの開設について	290E
1104	第2回自主規制委員会	事務局	・自主規制に係る活動状況 ・協会監査・苦情等について ・協会の処分について	—
1104	通知文書	業務部	国際テロリスト財産凍結法による国際テロリストの指定有効期間の延長に伴う要請について	291E
1111	通知文書	業務部	「冬季の省エネルギーの取組について」の周知について	296E
1115	第5回理事会	事務局	・2021 年度代表理事の職務執行状況の報告の件 ・2021 年度資産管理運用状況の報告の件	—
1117	FINMAC7団体打合せ	協会	定例報告	—
1122	通知文書	業務部	出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について	300E
1122	通知文書	業務部	出勤者数の削減に関する実施状況の公表について	301E
1122	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の決定について	302E
1122	通知文書	業務部	「一般社団法人金融先物取引業協会会員セミナー(大阪)」開催について	303E
1125	第6回理事会(書面)	事務局	・会員の入会の件 ・会員の退会に伴う預託金返還の件 他	—
1125	通知文書	業務部	基本的対処方針に基づくイベントの開催制限等について	304E

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
1125	通知文書	業務部	Movable Type 等の CMS 製品に関する深刻な脆弱性について（注意喚起）	305E
1126	FINMAC運営審議委員会	協会		—
1126	通知文書	業務部	省エネ法改正に関する輸送事業関係団体説明会	308E
1129	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	309E
1129	通知文書	業務部	FATF声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について	310E
1130	第1回自主規制部会（書面）	事務局	・「外務員の登録等に関する規則」及び「外務員の登録等に関する規則」に関する細則」の一部改正の件	—
1130	第 51 回FX幹事会	事務局	・顧客本位の業務運営に関する原則について ・協会作成コンテンツの有効活用 他	—
1130	通知文書	調査部	外国為替証拠金取引等における個人顧客損益状況等に関する実態調査（個人顧客損益実態調査）の実施について	311E
1201	通知文書	業務部	マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込の促進並びに業界団体・個社の取組の好事例の情報提供について（依頼）	312E
1201	通知文書	業務部	マイナンバー告知義務に係る経過措置終了後の取扱いについて（周知）	313E
1201	通知文書	業務部	令和3年分所得税等の確定申告に向けた e-Tax による申告の周知について	314E
1201	通知文書	業務部	『国家公務員倫理月間』に係る協力要請について	315E
1201	通知文書	業務部	新外務員システムへの移行促進について（協力依頼）	316E
1201	通知文書	総務部	令和3年度 認定個人情報保護団体対象事業者向け実務研修会（第6回～第8回）の開催について	317E
1203	通知文書	業務部	飲酒運転の防止に向けた広報啓発用資料の活用等について	318E
1206	通知文書	業務部	実質的支配者リスト制度に係る法務省からの周知について	319E
1208	通知文書	業務部	政府広報「成年年齢引下げ」関連キャンペーンに伴う取組みについて	320E
1210	通知文書	事務局	規制報告の提出先一元化について	321E
1213	通知文書	業務部	Apache Log4j の脆弱性(CVE-2021-44228)に関する注意喚起	324E
1214	通知文書	事務局	クリスマス・年末年始に関するご留意事項	325E
1215	会員セミナー（大阪）	事務局	近畿財務局、協会による講演 ・コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構	—

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
			築へ ・協会監査・苦情等について ・FX取引等における個人顧客損益実態調査の結果等について	
1217	通知文書	業務部	Movable Type 等の CMS 製品に関する深刻な脆弱性について（注意喚起）（第2報）	328E
1217	資本市場統計整備懇談会	協 会		—
1217	FINMAC7団体打合せ	協会	定例報告	—
1220	通知文書	業務部	イベント開催等における必要な感染防止策の徹底について	329E
1220	通知文書	業務部	Apache Log4j の脆弱性(CVE-2021-45046)に関する注意喚起②	330E
1220	通知文書	業務部	令和3年版犯罪収益移転危険度調査書について	331E
1221	通知文書	業務部	Apache log4j に関する深刻な脆弱性について（注意喚起）③	332E
1222	第2回業務部会	事務局	2022 年度事業計画(案)、予算(案) 他	—
1222	通知文書	業務部	令和4年度「消費者月間」統一テーマについて	335E
1222	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	336E
1224	通知文書	業務部	金融先物取引業務マニュアルの改訂について	338E
1227	金商業協会連絡協議WG(第115回)	協会	各協会報告	—
1227	通知文書	業務部	『「内閣府企業版ふるさと納税マッチング・アドバイザー」相談会』の開催について【2022/01/18(火)】	339E
1228	第3回自主規制委員会(書面)	事務局	・「外務員の登録等に関する規則」及び「「外務員の登録等に関する規則」に関する細則」の一部改正の件	—
1228	通知文書	業務部	パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について	340E
1228	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	341E
2022年				
0104	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	1E
0105	通知文書	業務部	「Global Money Week へのご協力のお願い」について	4E
0107	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について①	5E

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0107	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について②	6E
0112	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等について	8E
0112	通知文書	業務部	出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について	9E
0112	通知文書	業務部	基本的対処方針に基づくイベントの開催制限等について	10E
0113	「国際金融都市 OSAKA」第3回幹事 会	協会	戦略素案(たたき台)について	—
0117	通知文書	業務部	「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応 について」(令和4年1月5日(令和4年1月 14 日一部改正))の周知 について	14E
0118	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	15E
0119	FINMAC7団体打合 せ	協会	定例報告	—
0120	第7回理事会(書面)	事務局	・「外務員の登録等に関する規則」及び「外務員の登録等に関する 規則」に関する細則」の一部改正の件 ・会員の退会に伴う預託金の返還の件	—
0120	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等 について	16E
0120	通知文書	業務部	出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について	17E
0120	通知文書	業務部	基本的対処方針に基づくイベントの開催制限等について	18E
0120	通知文書	業務部	「外務員の登録等に関する規則」及び「外務員の登録等に関する規 則」に関する細則」の一部改正について	19E
0121	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(1月 21日(金)告示)	20E
0124	通知文書	業務部	第 19 回企業版ふるさと納税分科会「企業と地方公共団体とのマッ チング会」の開催について	22E
0125	東京外為市場委員会 バイサイド小委員会	協会	各種報告	—
0125	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について (追加及び削除)	23E
0125	通知文書	業務部	外為法手続きオンラインシステム・リニューアルのご案内について	24E
0127	第52回FX幹事会	事務局	・顧客本位の業務運営に関する原則について ・協会の活動状況について	—

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
			その他報告事項	
0127	金商業協会連絡協議 WG(第116回)	協会	各協会報告	—
0127	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等 について	25E
0127	通知文書	業務部	出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について	26E
0127	通知文書	業務部	基本的対処方針に基づくイベントの開催制限等について	27E
0128	通知文書	総務部	「国際金融ワンストップサポートセンター大阪」の開設について	28E
0128	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(1月 28日(金)告示)	29E
0131	通知文書	業務部	「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応 について」(1月28日一部改正)	30E
0131	会報の発刊	事務局	会報131号(2022年1月)の掲載	—
0204	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等 について	34E
0204	通知文書	業務部	出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について	35E
0204	通知文書	業務部	施設の使用制限等に係る留意事項について	36E
0204	通知文書	業務部	感染症法に基づく就労制限の取扱いに関する周知徹底について	37E
0209	第2回自主規制部会 (書面)	事務局	・「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件	—
0210	通知文書	業務部	「一般社団法人金融先物取引業協会会員セミナー(東京)」開催につ いて	39E
0214	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等 について	43E
0214	通知文書	業務部	出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について	44E
0214	通知文書	業務部	基本的対処方針に基づくイベントの開催制限等について	45E
0214	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた当局への申請・届出等 における緊急対応の取扱いについて(再周知)	46E
0214	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	47E

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0217	第2回業務部会	事務局	・活動状況 ・2022 年度事業計画及び予算の件等	—
0218	通知文書	業務部	金融庁電子申請・届出システムに係る説明会	49E
0221	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等について	51E
0221	通知文書	業務部	出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について	52E
0221	通知文書	業務部	基本的対処方針に基づくイベントの開催制限等について	53E
0224	第8回理事会(書面)	事務局	・会員の入会の件 ・会員の退会に伴う預託金の返還の件 ・重要な使用人の任命の件 ・【報告事項】重要な使用人の退任の件	—
0224	金商業協会連絡協議WG(第117回)	協会	各協会報告	—
0224	通知文書	業務部	昨今の情勢を踏まえたサイバーセキュリティ対策の強化について(注意喚起)	54E
0225	通知文書	総務部	自主規制規則等の見直し等に関するご意見の募集について	58E
0225	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(2月25日(金)告示)	59E
0225	通知文書	業務部	消費税制度(インボイス制度)に関する周知・広報等の協力依頼について	60E
0228	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(2月26日(土)告示)	61E
0228	通知文書	業務部	ウクライナ情勢の変化等による原材料・エネルギーコスト増の影響を受ける下請事業者に対する配慮について	62E
0301	通知文書	業務部	サイバーセキュリティ対策の強化について	63E
0301	通知文書	業務部	「価格交渉促進月間」の実施について	64E
0301	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(3月1日(火)告示)	65E
0301	通知文書	業務部	東日本大震災発生十一年となる3月 11 日における弔意表明について	66E
0302	会員セミナー(東京)	事務局	日本銀行、財務省、協会による講演 ・日本経済の現状と展望	—

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
			・最近の国際金融情勢 ・協会監査・苦情等について ・FX取引等における個人顧客損益の実態調査の結果等について	
0302	第4回自主規制委員会(書面)	事務局	・「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件	—
0303	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(3月3日(木)告示)	67E
0304	第1回業務委員会	事務局	2022 年度事業計画及び予算の件	—
0307	学術連携(法学)研究会	事務局		—
0307	通知文書	業務部	出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について	69E
0307	通知文書	業務部	基本的対処方針に基づくイベントの開催制限等について	70E
0307	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等について	71E
0308	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	72E
0308	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(3月8日(火)告示)	73E
0309	FINMAC 運営審議委員会	協会		—
0309	通知文書	総務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	74E
0309	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(3月9日(水)告示)	75E
0311	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(3月11日(金)告示)	76E
0314	第9回理事会(書面)	事務局	・臨時総会招集決定の件 ・2022 年度事業計画及び予算の件 ・臨時総会議事録署名人2名選任の件 ・臨時総会の議決権行使に関する事項の件 ・「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件	—
0314	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(3月14日(月)告示)	79E
0315	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(3月15日(火)告示)	82E
0316	通知文書	総務部	「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について	84E

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0317	通知文書	業務部	令和4年福島県沖を震源とする地震に対する金融上の措置について (東北財務局)	85E
0318	通知文書	業務部	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた当局への申請・届出等 における緊急対応の取扱いについて(再周知)	86E
0318	通知文書	業務部	「価格交渉促進月間」の実施について(2022 年3月促進月間)	88E
0318	通知文書	業務部	外為法に基づく銀行等の確認義務の履行の徹底等について	89E
0318	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(3月 18日(金)告示)	90E
0318	通知文書	業務部	出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について	91E
0318	通知文書	業務部	基本的対処方針に基づくイベント開催及び施設利用制限等について	92E
0318	通知文書	業務部	まん延防止等重点措置等の終了について	93E
0318	通知文書	業務部	職場における積極的な検査等の実施手順関連の Q&A について	94E
0318	通知文書	業務部	「B.1.1.529 系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏 まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並び に積極的疫学調査の実施について」(令和4年3月 16 日)の周知に ついて	95E
0322	通知文書	業務部	電力需給ひっ迫に伴う節電のご協力依頼	96E
0322	通知文書	事務局	提出先の一元化について(金融庁からの周知依頼)	97E
0324	学術連携(経済)研究 会	事務局		—
0224	第 53 回FX幹事会	事務局	・顧客本位の業務運営に関する原則について ・協会の活動状況について その他報告事項	—
0324	通知文書	業務部	成年年齢引下げ後に成年に達した若年者に対する適切な対応の呼 びかけについて(協力依頼)	98E
0324	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	100E
0325	OSAKA 国際金融都 市構想第2回総会	協会		—
0325	通知文書	業務部	現下の情勢を踏まえたサイバーセキュリティ対策の強化について(注 意喚起)	101E
0325	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(3月 25 日(金)告示)	102E

月 日	事 項	分 類	内 容 等	文書番号
0325	通知文書	業務部	濃厚接触者の特定及び行動制限関連の再周知について	103E
0328	第 118 回金商業協会 連絡協議ワーキング	事務局	各協会報告	—
0328	通知文書	業務部	2023 年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について	104E
0329	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	105E
0330	臨時総会	事務局	・2022 年度事業計画及び予算の件 ・臨時総会議事録署名人2名選任の件 ・臨時総会の議決権行使に関する事項の件	—
0330	通知文書	調査部	東京外国為替市場委員会・金融先物取引業協会調査部共同調査 店頭外国為替証拠金取引等に関するアンケートの依頼について	106E
0330	通知文書	事務局	2022 年3月 30 日開催臨時総会の結果について	107E
0330	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について(3月 29 日(火)告示)	109E
0331	通知文書	業務部	南海トラフ地震に伴う監督指針改正の公表について	110E

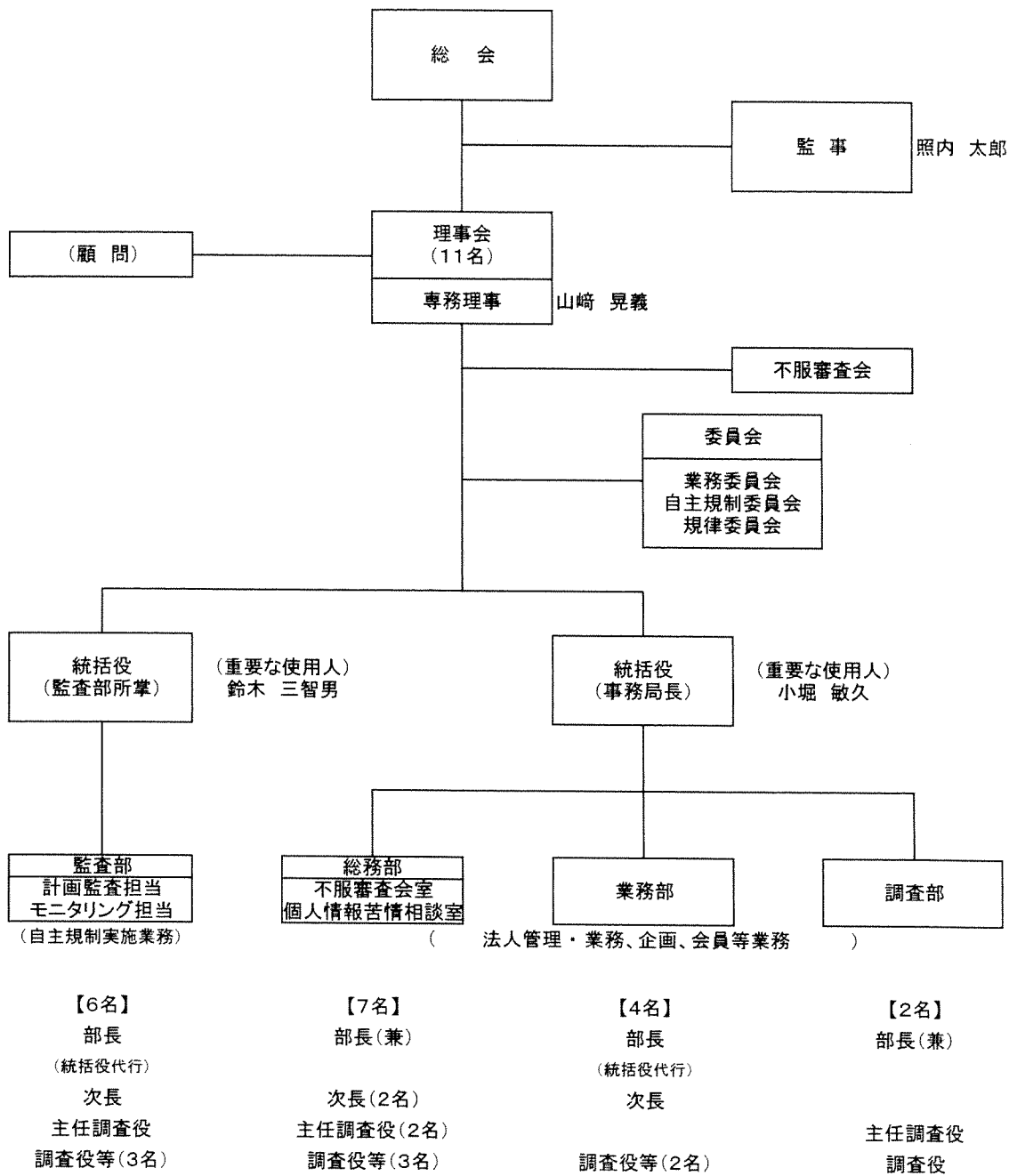
別紙2 所管金融商品取引の状況(マッピング)

市場	テリ	ハ	テ	イ	ア	取	引	取引所名		四半期出来高推移 (単位: 枚)	主な金融商品名	取扱会社 (媒介含む) 2021年度 第3四半期実績	証券会社 (オプションは異なる立場に区 分・決済を添く)		信託保全 (媒介・附次ぎ・代償を添く)		ロスカット相対		再仕組の停止	
								国内取引所	海外取引所				個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人
国内取引所	金	利	系	東	京	金	融	東京金融取引所(TFX)			ユーロ円3ヵ月金利	銀行 1 社 証券 11 社 計 12 社	個人	法人	個人	法人			府令第117条第1項第9号	
								東京金融取引所(TFX)			ユーロ円3ヵ月金利	銀行 1 社 証券 11 社 計 12 社	個人	法人	個人	法人			府令第117条第1項第9号	
								大阪取引所(OSE)			ユーロ円3ヵ月金利	銀行 1 社 証券 11 社 計 12 社	個人	法人	個人	法人			府令第117条第1項第9号	
国内取引所	通	貨	系	東	京	金	融	東京金融取引所(TFX)			ユーロ円3ヵ月金利	銀行 1 社 証券 11 社 計 12 社	個人	法人	個人	法人			府令第117条第1項第9号	
								東京金融取引所(TFX)			ユーロ円3ヵ月金利	銀行 1 社 証券 11 社 計 12 社	個人	法人	個人	法人			府令第117条第1項第9号	
								大阪取引所(OSE)			ユーロ円3ヵ月金利	銀行 1 社 証券 11 社 計 12 社	個人	法人	個人	法人			府令第117条第1項第9号	
海外取引所	金	利	系	シ	カ	ゴ	マ	シカゴ・マーカンタイル取引所(CME)			ユーロ円3ヵ月金利	銀行 1 社 証券 11 社 計 12 社	個人	法人	個人	法人			府令第117条第1項第9号	
								シカゴ商品取引所(CBOT)			ユーロ円3ヵ月金利	銀行 1 社 証券 11 社 計 12 社	個人	法人	個人	法人			府令第117条第1項第9号	
								ICE FUTURES EUROPE, United Kingdom(ICEFUK)			ユーロ円3ヵ月金利	銀行 1 社 証券 11 社 計 12 社	個人	法人	個人	法人			府令第117条第1項第9号	
海外取引所	通	貨	系	シ	カ	ゴ	マ	シカゴ・マーカンタイル取引所(CME)			ユーロ円3ヵ月金利	銀行 1 社 証券 11 社 計 12 社	個人	法人	個人	法人			府令第117条第1項第9号	
								シカゴ商品取引所(CBOT)			ユーロ円3ヵ月金利	銀行 1 社 証券 11 社 計 12 社	個人	法人	個人	法人			府令第117条第1項第9号	
								ICE FUTURES EUROPE, United Kingdom(ICEFUK)			ユーロ円3ヵ月金利	銀行 1 社 証券 11 社 計 12 社	個人	法人	個人	法人			府令第117条第1項第9号	
海外取引所	金	利	系	シ	カ	ゴ	マ	シカゴ・マーカンタイル取引所(CME)			ユーロ円3ヵ月金利	銀行 1 社 証券 11 社 計 12 社	個人	法人	個人	法人			府令第117条第1項第9号	
								シカゴ商品取引所(CBOT)			ユーロ円3ヵ月金利	銀行 1 社 証券 11 社 計 12 社	個人	法人	個人	法人			府令第117条第1項第9号	
								ICE FUTURES EUROPE, United Kingdom(ICEFUK)			ユーロ円3ヵ月金利	銀行 1 社 証券 11 社 計 12 社	個人	法人	個人	法人			府令第117条第1項第9号	

[illegible]

別紙3 一般社団法人金融先物取引業協会組織図

(2022年4月1日)

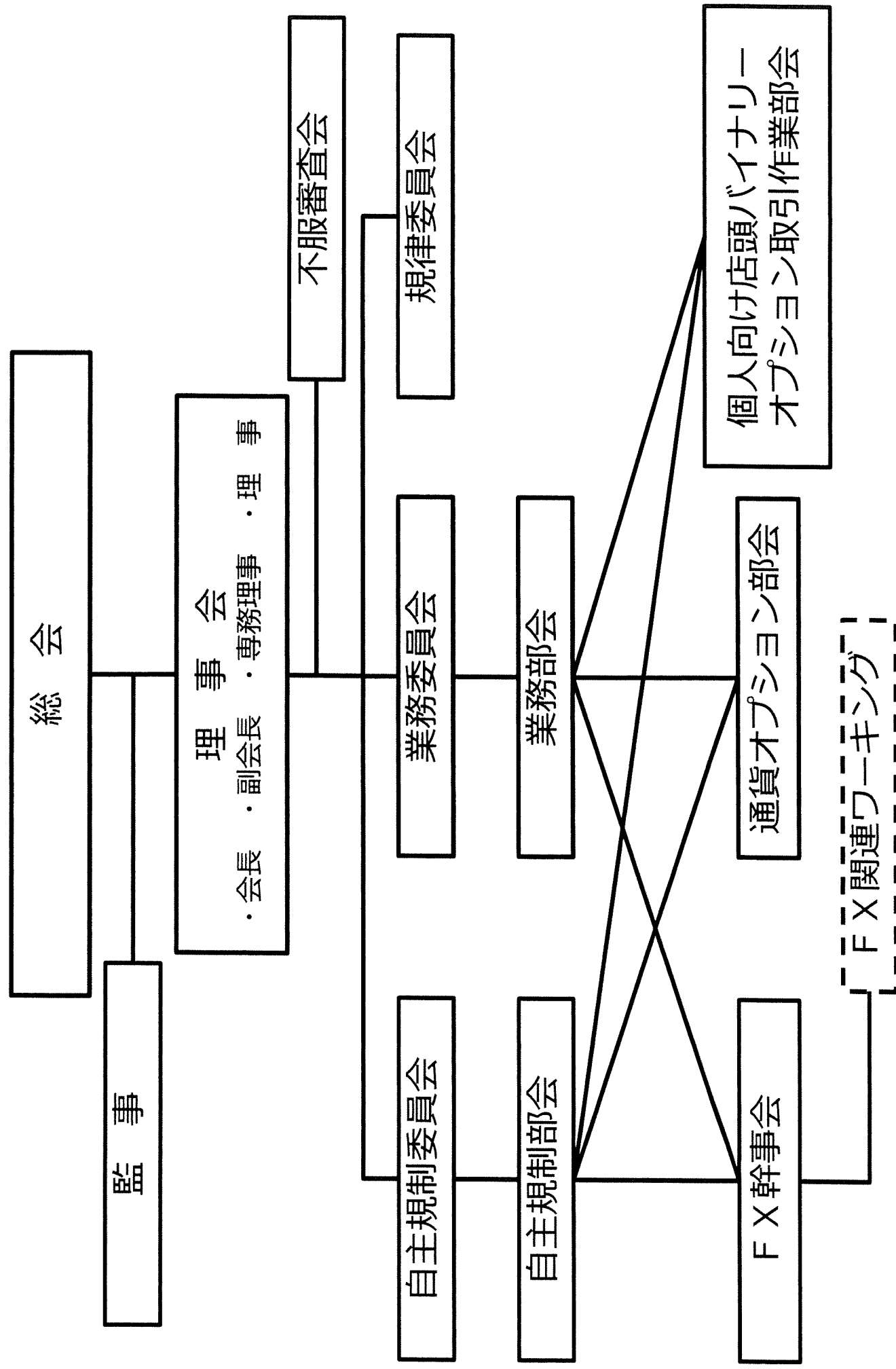


(注)各部の人数は、主たる業務の配置によっている。

【常勤役員 1名、職員19名、パート職員2名】

図 組織協会の

2022年3月



一般社団法人金融先物取引業協会定款

平成元年 7 月 26 日 制 定
平成 4 年 7 月 20 日 一部変更
平成 10 年 6 月 15 日 一部変更
平成 11 年 7 月 13 日 一部変更
平成 13 年 5 月 21 日 一部変更
平成 14 年 3 月 11 日 一部変更
平成 17 年 3 月 17 日 一部変更
平成 17 年 7 月 1 日 一部変更
平成 19 年 9 月 30 日 一部変更
平成 22 年 2 月 1 日 一部変更
平成 23 年 4 月 1 日 一部変更
平成 24 年 4 月 1 日 一部変更
平成 24 年 12 月 12 日 一部変更
平成 25 年 3 月 26 日 一部変更
平成 25 年 6 月 12 日 一部変更
平成 26 年 6 月 18 日 一部変更
平成 29 年 3 月 28 日 一部変更
2020 年 3 月 30 日 一部変更
2020 年 6 月 19 日 一部変更

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人金融先物取引業協会（以下「本協会」という。）と称する。

2 本協会の英文名は、The Financial Futures Association of Japan とする。

(事 務 所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本協会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(定 義)

第 2 条の 2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 金融先物取引 第 2 号、第 3 号又は第 4 号に掲げる取引をいう。

(2) 取引所金融先物取引 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 2 条第 21 項に規定する市場デリバティブ取引のうち、金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第 16 条の 4 第 2 項第 1 号イからハに規定する取引又はその他の市場デリバティブ取引（有価証券に関連するもの、法第 2 条第 24 項第 3 号の 2 に規定する暗号資産に関連するもの、同項第 3 号の 3 に規定する商品に関連するもの並びに当該商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に関連するものを除く。）をいう。

- (3) 店頭金融先物取引 法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、金融商品取引業等に関する内閣府令第79条第2項第2号に規定する店頭金融先物取引又は法第2条第22項第4号に規定する取引（同条第25項第1号又は第4号に掲げる金融指標（同条第24項第3号に係るものに限る。）に係る取引に限る。）をいう。
- (4) 海外金融先物取引 法第2条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引のうち、施行令第16条の4第2項第2号に規定する取引又はその他の外国市場デリバティブ取引（有価証券に関連するもの、法第2条第24項第3号の2に規定する暗号資産に関連するもの、同項第3号の3に規定する商品に関連するもの並びに当該商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に関連するものを除く。）をいう。
- (5) 金融先物取引業 法第2条第8項に規定する金融商品取引業のうち、以下に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。
 - ① 金融先物取引
 - ② 金融先物取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - ③ 取引所金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ④ 海外金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- (6) 金融商品仲介業 会員の委託を受けて、取引所金融先物取引又は海外金融先物取引の委託の媒介を当該会員のために行う業務をいう。
- (7) 金融商品仲介業者 会員を所属金融商品取引業者等（法第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）とする法第66条の3による登録が行われた金融商品仲介業者のうち、第6号に規定する金融商品仲介業を行う者をいう。

第2章 目的及び事業

（目 的）

第3条 本協会は、会員の行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。以下同じ。）の業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、投資者の保護を図るとともに、金融商品取引業の健全な発展に資することを目的とする。

（事 業）

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 金融先物取引業を行うに当たり、法その他の法令の規定を遵守させるための会員及び金融商品仲介業者に対する指導、勧告その他の事業
- (2) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に関し、契約の内容の適正化、資産運用の適正化、その他投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の事業
- (3) 会員及び金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査
- (4) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に関する投資者からの苦情の解決
- (5) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に争いがある場合の法第78条の7に規定するあっせん
- (6) 法第78条の8第1項に規定する苦情の解決及びあっせんの業務の第三者への委託
- (7) 法第64条の7第1項若しくは第2項又は第66条の25の規定により行う外務員の登録事務
- (8) 投資者に対する広報、その他金融先物取引業に関する啓蒙、宣伝及び刊行物の発行
- (9) 会員及び金融商品仲介業者の業務改善、その他金融先物取引業の健全な発展に資するための企画立案
- (10) 会員、金融商品仲介業者等金融先物取引業に従事する者の役職員の研修

- (11) 関係官庁、その他関係機関及び関係諸団体に対する意見の開陳及び連絡
 - (12) 会員相互間の意思の疎通及び意見の調整
 - (13) 法第79条の5及び第194条の5の規定に基づく主務大臣への協力
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に規定する事業に係る業務の詳細については、業務規程で定める。
- 3 第1項の事業は日本全国において行うものとする。
- (協会規則等)
- 第5条 本協会は、前条第1項に規定する事業に係る業務を円滑に行うため、協会規則及び紛争処理規則を定めることができる。
- (定款施行規則)
- 第6条 定款の施行に関し必要な事項は、「定款の施行に関する規則」(以下「定款施行規則」という。)をもって定める。
- (諸規則の制定及び改正)
- 第7条 協会規則、紛争処理規則及び定款施行規則の制定、改正及び廃止は、理事会の決議により行う。

第3章 会員及び特別参加者

第1節 会員

(本協会の構成員)

第8条 本協会は、法第29条又は第33条の2の登録を受けて金融先物取引業を行う者で次条の規定により会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格取得等)

第9条 本協会の会員になろうとする者は、所定の入会申込手続により、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する入会の承認を受けたときは、会員は、直ちに本協会に対する代表者としてその権利及び義務を行使する者(以下「会員代表者」という。)1名及び代理人3名以内を定め、書面をもって本協会に通知しなければならない。会員代表者又は代理人に変更があったときも同様とする。

(経費の負担)

第10条 会員は、本協会の活動に必要な経費に充てるため、理事会において別に定める規則により入会金、会費及び負担金を支払わなければならない。

2 会員は、本協会が特別な支出に充てるため必要と認めるときは、総会において別に定めるところにより特別会費を支払わなければならない。

3 既納の入会金、会費、負担金及び特別会費は返還しない。

第11条 削除

(預託金)

第12条 会員は、預託金を本協会に預託しなければならない。

2 預託金の額及び預託方法は、理事会の決議により定める。

3 預託金は、会員が第18条各号の一に該当するときは、理事会の承認を受けて、これを返還する。

4 前項以外の事由により会員に預託金を返還する場合には、理事会において別に定めるところ

によるものとする。

第13条 削除

(資料の提出等)

第14条 本協会は、必要があると認めるときは、会員に対して、当該会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該会員の金融先物取引業の業務及び財産に関し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

2 会員は、前項に規定する説明又は資料の提出を求められたときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。

(監査)

第14条の2 本協会は、第4条第1項第3号に規定する事業を行うため必要があると認めるときは、会員に対して、当該会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該会員の金融先物取引業の業務及び財産の状況又はその帳簿書類その他の物件を監査することができる。

2 前条第2項の規定は、本協会が前項の規定により監査を行う場合について準用する。

(届出及び報告事項)

第15条 会員は、定款施行規則その他の規則で定める場合には、遅滞なく、所定の様式による届出書又は報告書により、本協会に届出又は報告をしなければならない。

(指導、勧告)

第16条 会員は、金融先物取引業を行うに当たり、本協会の指導、勧告に従って業務の遂行に努めなければならない。

(入会の拒否)

第17条 本協会は、本協会に入会の申込を行った金融商品取引業者又は登録金融機関が次の各号の一に該当するときは、その入会を拒否することができる。

(1) 法令若しくは法令に基づく処分若しくは本協会若しくは金融商品取引所の定款その他の規則に違反し又は取引の信義則に背反する行為を行い、デリバティブ取引等の停止を命じられ、又は本協会若しくは金融商品取引所から除名の処分若しくは取引資格の取消しを受けたことがあること。

(2) 第9条の入会申込手続に当たって提出する書類に虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けていること。

(任意退会)

第17条の2 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、本協会に対し金銭債務がある場合は、理事会の承認を受けなければならない。

(資格の喪失)

第18条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。ただし、顧客取引を結了し、顧客財産を返還する目的の範囲内においては、この限りでない。

(1) 退会したとき

(2) 会員である個人が死亡したとき

(3) 金融先物取引業を廃止したとき

(4) 合併により消滅したとき

(5) 解散したとき

- (6) 分割により金融先物取引業の全部を承継させたとき
- (7) 金融先物取引業の全部を譲渡したとき
- (8) 法第52条第1項、第52条の2第1項、第53条第3項又は第54条に規定する登録の取消処分を受けたとき
- (9) 除名されたとき
(会員の処分)

第19条 本協会は、会員が次の各号の一に該当する場合には、当該会員に対し、処分を行うことができる。

- (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき
- (2) 本協会の秩序を乱し、又は事業の遂行を妨げる行為をしたとき
- (3) 法令若しくは法令に基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたとき
- (4) その他本協会の名誉をき損し、又は本協会の目的に反する行為をしたとき
- 2 前項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員の権利の停止若しくは制限又は除名とする。
- 3 第2項に規定する過怠金の額は、1億円を上限とする。ただし、第1項第3号の違反が重大なものであって、かつ、市場の信用を著しく失墜させたと認められるときは、過怠金の上限額を5億円とすることができる。
- 4 前項の規定にかかわらず第1項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額（損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。）が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。
- 5 第1項に規定する処分を行うにあたっては、当該会員に弁明の機会を与えた上で、前項に掲げる処分の種類に応じ、以下の各号に定める手続を経るものとする。
 - (1) 譴責又は過怠金の賦課 理事会の決議
 - (2) 第3項ただし書き又は前項の適用がある場合における1億円超の過怠金の賦課による処分及び会員の権利の停止若しくは制限 理事会の決議（出席理事の3分の2以上の同意又は定款第36条に規定する一般法人法第96条の要件を満たすことを必要とする。）
 - (3) 除名 第25条第2項第1号の規定による総会の決議
- 6 第2項に規定する会員の権利の停止又は制限の期間は、6か月以内とする。
- 7 第1項の規定による処分において、過怠金の賦課と会員の権利の停止又は制限は、併科することができる。
- 8 会員は、第1項の規定により会員の権利の停止又は制限の処分を受けた場合においても、その期間中、会員としての義務はこれを履行しなければならない。
- 9 会員は、第1項の処分の通知が到達した日から10日以内に、第41条の2に規定する不服審査会に対し書面をもって、不服の趣旨及び理由を示して、不服の申立てを行うことができる。
- 10 この条の手続に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(取引の信義則に背反する行為)

第19条の2 第17条第1号及び前条第1項第3号に規定する取引の信義則に背反する行為とは、次に掲げる行為その他の行為で、本協会若しくは会員の信用を失墜し、又は本協会若しくは会員に対する信義に背反する行為をいう。

- (1) 本協会の事業又は他の会員の行う金融先物取引業の業務に干渉し、又はこれを妨げるこ

と。

- (2) 金融先物取引業に関し、詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。

(会員等の名簿)

第20条 本協会は、会員等名簿を作成し、これを本協会の主たる事務所に常置し、一般の縦覧に供しなければならない。

- 2 前項の会員等名簿は、会員の異動又は記載事項の変更のつど、これを訂正するものとする。
3 会員は、第1項に規定する会員等名簿の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、書面をもって本協会に通知しなければならない。

(特定承継金融機関等に係る特例措置)

第20条の2 特定承継金融機関等（預金保険法第126条の34第3項第5号に定める特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）についての第9条第1項に規定する入会の承認については、同項の規定にかかわらず、会長が行うものとし、当該承認を行った場合、会長は、速やかにその旨を理事会に報告するものとする。

- 2 前項の規定により入会の承認を受けた特定承継金融機関等については、第10条第1項の規定にかかわらず、入会金の納入は要しない。
3 第1項の規定により入会の承認を受けた特定承継金融機関等の会費の取扱いは、理事会において別に定める規則によるものとする。
4 第1項の規定により入会の承認を受けた特定承継金融機関等については、第12条第1項の規定にかかわらず、預託金の預託は要しない。
5 本協会は、特定承継金融機関等である会員については、定款の定める目的、事業の範囲内において、理事会の決議により、我が国の金融市場その他の金融システムの安定に資するための必要な措置を講じることができる。
6 本協会は、前項の規定にかかわらず、特定承継金融機関等の業務の円滑な遂行を図るため、緊急の措置を講じるべきやむを得ない事態が生じた場合に限り、定款の定める目的、事業の範囲内において、会長が当該措置を行うことができる。当該措置を行った場合、会長は、速やかに理事会に報告するものとする。

第2節 特別参加者

(特別参加者の資格)

第21条 第8条第1項に規定する会員資格を有しない法人は、理事会の承認を受けて、本協会の特別参加者となることができる。

(特別参加者への規定の準用等)

第22条 第9条、第10条、第17条、第17条の2、第18条第1号、第4号、第5号及び第9号並びに第19条から第20条までの規定は、特別参加者について準用する。この場合において、第19条の2を除くこれらの規定中「会員」とあるのは「特別参加者」と、第19条の2各号列記以外の部分の規定中「会員」とあるのは「会員若しくは特別参加者」と読み替えるものとする。

- 2 特別参加者は、本協会の事業についての情報を入手できるほか、理事会の承認を受けて、委員会において意見を述べるることができる。

第4章 総会

(構成)

第23条 総会は、すべての会員をもって組織し、通常総会と臨時総会とに区分する。

2 前項による総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

3 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。

4 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

5 会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、臨時総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。

6 総会を招集するときは、開催する日の2週間前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面又は会員の承諾を得て電磁的方法により、会員に通知しなければならない。ただし、会長がやむを得ないと認めたときは、総会の招集決定において書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとした場合を除き、1週間前までを限度としてその期間を短縮することができる。

(権 限)

第23条の2 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (4) 事業報告及び事業計画の承認
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 収支予算の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会において総会に付議すべきことを決議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議 決 権)

第24条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

2 会員は、前項の議決権を行使するため、総会に第9条第2項に規定する会員代表者又は代理人を出席させる。

3 会員は、理事会が承認し、第23条第6項の招集通知にその旨の記載がある場合には、総会における議決権の行使を書面又は電磁的方法によってすることができる。この場合において、当該議決権の行使を書面又は電磁的方法によって提出した会員は当該総会に出席したものとみなす。

(定 足 数)

第24条の2 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第25条 総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 第19条第5項第3号に規定する会員の除名
- (2) 第32条に規定する監事の解任

第26条 削除

(議 事 録)

第27条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議において出席した会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設置)

第28条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上14名以内

うち 会長 1名

副会長 1名

専務理事 1名

- (2) 監事 3名以内

2 前項の会長、副会長及び専務理事をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって会員の会員代表者の中から選任する。ただし、理事2名以内及び監事1名を会員代表者以外の有識者から選任することができる。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参画する。

2 会長、副会長及び専務理事は、各自、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 会長は総会及び理事会の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し本協会の業務を執行する。また、会長に事故若しくは支障があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を執行する。

5 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。会長及び副会長とともに事故若しくは支障があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、専務理事が会長の職務を執行する。

6 会長、副会長及び専務理事は毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

7 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること

(2) 本協会が総会に提出する決算及び事業報告に関する書類を監査し、総会にその意見を報告すること

(3) 財産の状況又は業務の執行について、不正の事実、法令若しくは定款違反の事実、又はそのおそれのある事実を発見したときは、これを総会及び理事会に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要があるときは理事会の開催を請求し招集すること

(役員の任期)

第31条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員として選任された理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時まで

とする。

- 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員として選任された監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 5 理事又は監事は、第28条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 6 理事又は監事に欠員を生じた時は、後任者を新たに選任する。ただし、第28条に定める定数を満たす限り、理事会において会務に支障をきたさないと認めたときは、後任者の選任を行わないことができる。

(役員解任)

第32条 本協会は、総会の決議によりいつでも役員を解任することができる。

(役員報酬等)

第33条 役員は、無報酬とする。ただし、会員代表者以外の有識者から選任された役員については、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任の免除又は限定)

第33条の2 本協会は、役員一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除する。

第6章 理 事 会

(理 事 会)

第34条 本協会に理事会を置き、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事が会議の目的たる事項を示して招集の請求をしたとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第30条第7項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会は、会長が招集する。ただし、第1項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

4 理事会を招集するときは、開催する日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(決 議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、定款に別段の定めがある場合を除き、その過半数をもって行う。

(理事会のみなし決議)

第36条 前条の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議が

あったものとみなす。

(理事会の付議事項)

第37条 理事会は、この定款に別に定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき議案
- (2) 総会において理事会に委任された事項
- (3) 規則の制定及び変更
- (4) その他本協会の業務の運営に関して会長が必要と認めた事項
- (5) 本協会の業務執行の決定
- (6) 理事の職務の執行の監督
- (7) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び専務理事並びに監事は前項の議事録に記名押印する。

第7章 顧問、委員会、事務局等

(顧問)

第39条 本協会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、本協会の運営について会長に対し意見を述べることができる。

3 顧問は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(委員会)

第40条 第4条第1項に規定する本協会の事業に係る業務を分担するため、理事会の決議により、委員会を設けることができる。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

4 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(苦情解決・あっせん業務の第三者への委託)

第40条の2 本協会は、第4条第1項第6号に基づき、同項第4号に規定する苦情の解決及び第5号に規定するあっせんの業務を特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターに委託するものとする。

2 前項の苦情の解決及びあっせんの委託に係る必要な事項は、協会規則をもって定める。

(事務局)

第41条 本協会の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には、職員を置き、会長がこれを任免する。

3 重要な使用人は、会長が理事会の承認を得てこれを任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第7章の2 不服審査会

(不服審査会)

第41条の2 本協会が行う第19条に規定する会員に対する処分その他協会規則に定める処分に係る不服の申立てに関する審査を行うため、理事会の決議により、不服審査会を設けることができる。

2 不服審査会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 3 委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。
- 4 前項までに定めるもののほか、不服審査会の構成及び運営に関し必要な事項は、協会規則をもって定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経理規則)

第42条の2 本協会の予算及び決算並びに会計処理については、理事会の決議を経た別に定める経理規則により行う。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、総会に提出しその承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第44条 削除

(事業報告及び決算)

第45条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、2月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出しその承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (6) その他法令で定める帳簿及び書類

(長期借入金)

第46条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において出席理事の3分の2以上の決議を経なければならない。

第47条 削除

(資産の管理)

第48条 本協会の資産は、理事会の決議を経て別に定めるところにより、会長がこれを管理する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議を経なければこれを変更することができない。

2 定款の変更を総会に付議するときは、理事会の決議または会員総数の3分の1以上の請求を必要とする。

(解 散)

第50条 本協会は、総会において、会員総数の4分の3以上が出席し、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第51条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本協会は、剰余金の分配を行わない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条の2 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 雑 則

(細 則)

第52条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、主務官庁の設立許可があった日（平成元年8月4日）から施行する。

2 本協会の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成2年3月31日までとする。

3 本協会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、創立総会の定めるところによる。

4 本協会の設立当初の役員の任期は、第31条第1項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から設立初年度終了後開催される通常総会の終了の時までとする。

ただし、会員代表者以外の有識者から選任された役員の任期は、設立許可のあった日から設立次年度終了後開催される通常総会の終了の時までとする。

5 本協会の設立当初の役員は、第29条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。（別紙 略）

附 則（平成4.7.20一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成4年7月20日）から施行する。

（注）変更条項は、次のとおりである。

- （1）第4条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を変更のうえ第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号を新設。
- （2）第14条の2を新設。
- （3）第17条柱書及び同条第1号を変更。
- （4）第18条第3項中柱書及び第1号を変更し、第3号を第4号とし、第3号を新設。
- （5）第18条第4項を削除。
- （6）第19条柱書を変更のうえ第1項とし、同項第1号から第4号、第2項及び第3項を新設。
- （7）第19条の2を新設。
- （8）第22条第1項を変更。
- （9）第24条第3項を変更。
- （10）第31条第1項を変更。
- （11）第32条柱書及び同条第2号を変更。
- （12）第35条第2項を変更。

附 則（平成10. 6. 15一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成10年6月15日）から施行する。

ただし、同日が金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行日（平成10年6月22日）より前であるときは、第4条の変更部分については同法の施行日から施行する。

（注）変更条項は、次のとおりである。

第4条第11号及び第28条を変更。

附 則（平成11. 7. 13一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成11年7月13日）から施行する。

（注）変更条項は、第4条第11号。

附 則（平成13. 5. 21一部変更）

この定款変更は、総会の決議の日（平成13年5月21日）から施行する。

（注）変更条項は、第4条第11号。

附 則（平成14. 3. 11一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成14年3月11日）から施行する。

（注）変更条項は、第28条。

附 則（平成17. 3. 17一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成17年3月17日）から施行する。

（注）変更条項は、次のとおりである。

- （1）第25条第3項を新設。
- （2）第31条第1項ただし書以下を削り、第4項を新設。
- （3）第35条第3項を新設。

附 則（平成17. 7. 1一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成17年6月7日）から施行する。

ただし、同日が金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成17年7月1日）より前であるときは、同法の施行の日から施行する。

(注) 変更条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条を変更。
- (2) 第4条中第1号、第2号、第5号を変更し、第6号を新設し、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第11号を変更のうえ第12号とし、第12号を第13号とする。
- (3) 第8条を変更。
- (4) 第9条第1項を変更。
- (5) 第12条第3項を削り、第4項を第3項とし、第4項及び第5項を新設。
- (6) 第14条第1項を変更。
- (7) 第14条の2第1項を変更。
- (8) 第16条を変更。
- (9) 第18条第3項中第2号を削り、第3号を変更のうえ第2号とし、第4号を変更のうえ第3号とする。
- (10) 第19条の2中第1号及び第2号を変更。
- (11) 第21条を変更。
- (12) 第22条を変更。
- (13) 第29条第3項を変更。
- (14) 第4章第4節の節名を変更。
- (15) 第40条の2を新設。
- (16) 第46条を変更。
- (17) 第51条を変更。

附 則（平19. 9. 30一部変更）

1 この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成19年9月28日）から施行する。

ただし、同日が証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日（平成19年9月30日）より前であるときは、同法の施行の日から施行する。

2 第4条第2項の新設及び第5条の変更は、上記の規定にかかわらず、法第79条の3第1項に基づく業務規程に係る主務官庁の認可のあった日から施行する。

(注) 変更条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条及び第3条を変更。
- (2) 第4条中第1号から第9号まで及び第12号を変更し、第2項を新設。
- (3) 第5条及び第8条を変更。
- (4) 第13条（金融先物取引責任準備預託金）を削除。
- (5) 第17条柱書及び第1号を変更。
- (6) 第18条第3項中第1号から第3号を変更。
- (7) 第19条の2中第2号を変更。
- (8) 第21条を変更。

附 則（平22. 2. 1 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成21年11月25日）から施行する。

ただし、同日が、本協会が別に定める日（第40条の2に規定する特定非営利活動法人の紛争等解決業務の開始の日）（平成22年2月1日）より前である時は当該別に定める日から施行する。

(注) 変更条項は次のとおりである。

- (1) 第4条第6号を新設し、第6号から第13号までを1号ずつ繰り下げる。
- (2) 第21条を変更。
- (3) 第40条の2の見出しを変更し、第1項及び第2項を変更し、第3項を削る

附 則 (平23. 4. 1 一部変更)

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成23年4月1日）から施行する。

(注) 変更条項は次のとおりである。

- (1) 第4条第1項第1号を変更。

附 則 (平24. 4. 1 一部変更)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

2 本協会の最初の代表理事は次の者とする。

理 事 永易 克典
渡部 賢一
後藤 敬三

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(注) 変更条項は次のとおりである。

- (1) 題名を変更。
- (2) 第1条及び第2条第2項を変更。
- (3) 第2章の章名を変更。
- (4) 第4条の見出しを変更し、第4条第1項本文、同条第1項第1号、第2号、第14号及び第2項を変更し、第3項を新設。
- (5) 第5条を変更。
- (6) 第8条第1項を変更し、第2項を新設。
- (7) 第9条の見出しを変更。
- (8) 第10条の見出しを変更し、第1項から第3項を変更。
- (9) 第11条（会費及び特別会費）を削除。
- (10) 第12条第3項を削り、第4項を第3項に、第5項を第4項に変更。
- (11) 第14条の2第1項を変更。
- (12) 第17条の2を新設。
- (13) 第18条第2項を削り、第3項を変更のうえ第2項とする。
- (14) 第19条第1項本文を変更。
- (15) 第19条の2本文を変更。
- (16) 第20条第1項を変更。
- (17) 第21条及び第22条第1項を変更。
- (18) 第4章の章名を変更し、第1節を削る。

- (19) 第23条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設し、第2項を変更のうえ第3項とし、第3項を変更のうえ第4項とし、第5項を新設し、第4項を変更のうえ第6項とする。
- (20) 第23条の2を新設。
- (21) 第24条第1項から第3項を変更。
- (22) 第24条の2を新設。
- (23) 第25条の見出しを変更し、第1項及び第2項を変更し、第3項を削る。
- (24) 第26条を削除。
- (25) 第4章第2節を第5章に変更。
- (26) 第28条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設。
- (27) 第29条第1項及び第2項を変更し、第3項を削り、第4項を変更のうえ第3項とする。
- (28) 第30条第1項を新設し、第1項を変更のうえ第2項とし、第3項を新設し、第2項及び第3項を変更のうえ第4項及び第5項とし、第4項を削り、第6項を新設し、第5項を第7項とし、同項第1号、第3号及び第4号を変更。
- (29) 第31条第1項を変更し、第2項を新設し、第2項を変更のうえ第3項とし、第4項を新設し、第3項を変更のうえ第5項とし、第4項を変更のうえ第6項とする。
- (30) 第32条を変更。
- (31) 第33条の見出し及び本文を変更。
- (32) 第33条の2を新設。
- (33) 第4章第3節を第6章に変更。
- (34) 第34条第1項本文及び同項第1号及び第2号を変更し、第3号から第5号を新設し、第2項及び第3項を変更し、第4項を新設。
- (35) 第35条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項及び第3項を削る。
- (36) 第36条の見出し及び本文を変更。
- (37) 第37条第4号を変更し、第5号から第7号を新設。
- (38) 第38条第1項を変更し、第2項を新設。
- (39) 第4章第4節を第7章に変更。
- (40) 第39条第1項を変更し、第2項を変更のうえ第3項とし、第2項を新設。
- (41) 第40条第1項及び第3項を変更。
- (42) 第41条第3項を第4項とし、第3項を新設。
- (43) 第5章を第8章とし、章名を変更。
- (44) 第42条の2を新設。
- (45) 第43条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設。
- (46) 第44条を削除。
- (47) 第45条第1項を変更し、第2項を新設。
- (48) 第46条を変更。
- (49) 第47条を削除。
- (50) 第6章を第9章に変更。
- (51) 第49条第1項を変更。
- (52) 第50条を変更。
- (53) 第51条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設。
- (54) 第10章及び第51条の2を新設。
- (55) 第7章を第11章に変更。

附 則（平24.12.12 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成24年12月12日）を経て平成25年1月1日から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- （1）第2条の2を新設。
- （2）第4条第1項第1号を変更。
- （3）第14条第1項を変更。
- （4）第14条の2第1項を変更。
- （5）第17条第1号を変更。
- （6）第36条の見出しを変更。

附 則（平25.3.26 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成25年3月26日）を経て平成25年4月1日から施行する。

（注）変更条項は第2条の2第3号。

附 則（平25.6.12 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成25年6月12日）を経て平成25年7月1日から施行する。

（注）変更条項は第2条の2第3号。

附 則（平26.6.18 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成26年6月18日）を経て平成26年7月1日から施行する。

（注）変更条項は第20条の2を新設。

附 則（平29.3.28 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成29年3月28日）を経て平成29年6月23日から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- （1）第12条第3項を変更。
- （2）第18条第1項第2号を変更し、第3号を第9号とし、第3号から第8号までを新設し、第2項を削る。
- （3）第19条第1項を変更し、第2項及び第3項を第7項及び第8項とし、第2項から第6項までを新設し、第9項及び第10項を新設。
- （4）第22条第1項を変更。
- （5）第25条第2項第1号を変更。
- （6）第31条第1項から第4項まで及び第6項を変更。
- （7）第7章の章名を変更。
- （8）第7章の2を新設。
- （9）第41条の2を新設。

附 則（2020.3.30一部変更）

この定款変更は、総会の決議（2020年3月30日）を経て2020年4月1日から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- （1）第2条の2第2号及び第4号を変更。
- （2）第10条第1項及び第3項を変更。

附 則（2020. 6. 19一部変更）

この定款変更は、総会の決議（2020年6月19日）を経て2020年7月1日から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- （1）第2条の2第2号及び第4号を変更。
- （2）第18条第1項を変更。